

The Kansai University Bulletin

報學學大西關

行發日五十月二

號六十七第

年五和昭



局報學學大西關

關西大學學報 第七十五號

目次

- 挿 繪——早春(表紙)——本學天六學會——千里山教職員親睦會——第二商業學校教職員親睦會——校友會姫路支部現在學生姫路會聯合總會——哲學會無親會——經濟學會例會——射擊部マネージャー送別會
- 晝間専門部設置に際して
法學博士 仁 保 龜 松
- 經濟學の基本的なる部分についての備忘
教授 武 田 鼎 一
- 勞働法の基礎觀念
教授 吉 田 一 枝
- ザウアーの「法の本質」について
教授 中 谷 敬 壽
- 狩獵民族と奴隸制度
講師 辰 巳 經 世
- 學 內 報
第三學期授業終了眞試驗別日——晝間専門部設置——昭和五年度學生募集——實業教員免許狀下附——高等試驗合格者——岩崎教授京都帝大講師に囑任——千里山教職員親睦會——中村留學生の歸朝——動靜——住所移動——井上虎治氏逝去——千里山學友會決算報告
- 校 友 彙 報
- 學 生 彙 報
- 金融資本論に對する疑問三點
經濟三年 瀬 戸 健 助
- 圖書館彙報
- 雜 錄

晝間専門部設置に際して

法學博士 仁 保 龜 松

天六學會竣成の第二年を迎へて、今や本學の内外漸く充實の歩を辿り、他方本學の使命ます／＼重大を加ふるの秋に際し、本學は茲に從來の晝間専門部に併置するに晝間専門部を以てせんとしてゐる。即ち從來の晝間専門部が、大大阪に於ける専門教育の一權威として儼然たる存在を確保し、年と共に入學志望者の激増を見るは、本學創立の精神の誠なる發露であると共に、また私學としての本學専門部の大なる誇であることは言ふを俟たない而して近時わが大大阪に於て、専門教育の晝間授業を受けんとする者頓に増加したるに拘らず、専門學校はその數實に寥々たる有様で殊に法律、經濟、商業の各學科は到底志願者の多くを收容すべき機關なきは、人口に於て將又、經濟に於て、我國第一の都市たるを誇る大大阪として寔に遺憾なるを思ひ、本學専門部はこゝにその授業を二部に分ち、第一部を晝間部、第二部を夜間部とし、特色あり、光輝ある本學専門部を更に發展せしめ、關西に於ける本學専門部の使命に應ふところあらんと意圖するものである。然しながらこの抱負の全き實現は、本學自らの努力に加ふるに大方諸氏の絶大なる御後援に俟つべきは言を要せず、この意味に於て、本學の將來を期待せられると同時に、諸賢の御聲援を一重に希ふ次第である。



本學天六學會

經濟學の基本的なる部分についての備忘

教授 武田 鼎 一

瀧に教授岩崎卯一氏の「社會學の領域」なる極めて有益なる論文を一讀するの光榮を得たるを感謝すると同時に茲に私も亦自己の專攻する經濟學原論に於ける基本的なる部分について一文を草し社會科學の一たる經濟學の本質の一端を明かにしたい。

(一) 經濟學も自然科學に對立する社會科學の一として理論的部面と歴史の部面と政策的部面との三部面を有することは言ふを俟たない。然しながら個別的な非反復的事實の記述に止まる經濟史は經濟學の領域外であつて一般歴史の一特殊部面として取扱はるべきものである。經濟學に於ける歴史性は理論的部面の時處的制約として役立つのであつて史的叙述そのものを目的とするものではない。又政策的部面は政策の實踐的價值を云々するにあらずして理論的部面より誘導される、實踐に對する規範たるべき原則の樹立を目的とするものである。かるが故に經濟學の中心は理論的部面に存在すると言はねばならぬ。

(二) 理論とは智慧の操作によつて構成されたる思惟系體である。經濟學上の理論は現實の經濟的社會事象の分拆と綜合と而して事象の生成過程に内在する法則と法則の指向から誘導される、原則の發見樹立のために行はる、智慧操作の所産である。かゝる智慧操作の結果たるべき理論經濟學は左の如く定義される。

經濟學とは人類の經濟活動の社會的集積に於て反映する所の諸現象を綜合的見地に於て分析討論すると同時に、それに内在する必然的傾向及びその普遍妥當性を研究すると共に、かくて發見されたる法則の普遍妥當性による將來に於ける經濟行爲の規制可能と經濟現象の發生に對する豫測可能とに基づき經濟政策の規範たり得べき原則を樹立するを任務とする科學である。

在來の經濟學も勿論分析と綜合を説くけれども、實際に於て分析に専らにして分析

により抽出されたる諸要素を綜合して全一體に復歸し得るや否やの検討に毫も留意しなかつたかの憾がある。分析は分析のための分析にあらずして綜合的見地に於て、即ち常に全體の一部を發見するものたることを忘却せざる分析でなければならぬ其所に分析と綜合の一致が可能である。

經濟法則は過去と現在の事象から發見されるものではあるがその成長は未來に互るものである。而して茲に言ふ現在とは瞬間の現在でなく刻々に未來より轉劫し來り過去に轉化し去る現在であつて眞の意味に於ての永久的現在である。従つて法則はザインとヴェルデンの二領域を貫通するものでありかく在りかく成るのが法則の本質である。之れに對立して原則はゾルレンの領域に於けるものである。原則は一の未來的指令である。

(三) 一般に智情意と言ふも私は之れを智慧情意統意と呼ぶ。之れには別に理論的に深き差別性を有せしめ得ないけれども情を官能的なるものと區別してより人間的なるものとして情意と呼び意をその主たる働きの表現より見て統率制御の意志即ち統意とする事の適當なるを主張したい。従つて智も亦情意と稱し三者を合して心意と言ひたいのである。

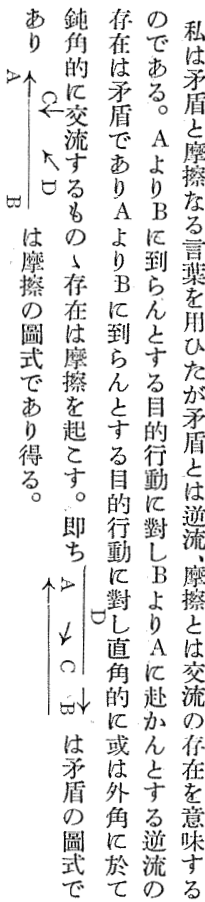
人類生活の本然的要求は主觀客觀の合一或は語を代へて言へば物心一如の境涯たる情意の丹滿具足である。情意の丹滿具足は美、愛、壽樂の渾然融合せる聖なる觀念の象徴する窮極目的界の實現である。而して目的の究達には必ず手段を要する。手段界なき目的界は考へ得られぬ。目的の達成によつて窮極目的界は手段界の最上階と合致せねばならぬ。即ち手段界がその内に包藏する窮極目的界に對立しての前目的をなす所の諸階段的目的界の最上階は窮極目的界に到達するものである。かゝる進化的階梯を経たる窮極目的界と手段界との合一が聖なる物心一如である。如何となれば窮極目的界は情意の精神界であり手段界たる前目的界は物質界なるが故である。而して又窮極目的界は聖の絶對界であるが情意の現實生活の目的界たる藝術、宗教、衛生、娛樂の諸範疇に於ける美愛壽樂の觀念と事實は醜憎死苦の觀念と事實との對立に於て相對の世界を形成する。かゝる相對性は聖の規範に於て矛盾性である。美愛壽樂の相互間にも亦摩擦性を胎有する。かゝる相對界に於ける矛盾性と摩擦性とを排除してその積極的なる部面即ち窮極目的界を形成すべき美愛壽樂の渾然たる融合による聖への道を指示する原則を與へることが智慧の領域に於ける科學の任務である。原則とは眞理の指令的表現である。科學の目的とする眞とは即ち矛盾と摩擦の存在せざる普遍的妥當性を有する必然的思惟所産たる究極的なる觀念的實在であ

る。斯の如き觀念的實在は智意の目的界であり情意の目的界たる聖と究極に於て同一世界である。絶對界の兩面觀であつて一面は聖であり一面は眞である。

(四)

在來の價值系列に於て眞善美聖を擧ぐるを常とする而して眞は理智即ち科學の範疇に於ける、善は意志即ち道德の範疇に於ける、美は感情即ち藝術の範疇に於けるライテンデ・イデーとして、又聖は智情意の綜合を絶したる絶對的なるものとして宗教の範疇に屬するそれとして取扱はれた。茲に吾人の反省せねばならぬ事柄が存するのである。須らく吾々は情意界に於ける現象を探求せねばならぬ。そこに吾々は美以外に愛と壽と樂とのイデーを發見するであらう。原始的宗教はすべて壽樂の理想教であつた。死なる嚴肅なる反生命的事實の前には理智や意志は無力であつた然しながら人類の出生は永久の生命の希望に於てその理想を認識される。既成四大宗教のすべては原始的なる要素を有して居る。彼等は反生命的なる死に對抗して天國や極樂浄土の實在を説いてそこに生命の永久性の救濟を行はんとした。壽即ち永久の生命は情意の理想に於て常に普遍的妥當性を有する。又吾々は快樂の絶對性に生きんとするものである。スポーツマンシップは快樂の絶對性の理想に於て人格陶冶の規範を主張する。功利主義經濟學者の主張は快樂の剩餘に交換行爲の動因を置くものである。何人も快樂を求めて苦痛を忌避する所に快樂の普遍妥當性の根因を發見する。既成宗教の多くは現實生活の苦痛に對して觀念的實在たる未來の生活の安樂に遁路の存在を説くを常とする。而して又彼等は現世の生活苦を人類相互の愛によつて解決せよとも説教する。茲に於て吾人は情意の世界に於て美愛壽樂の積極的要求の存在を確認し得るのである。美愛壽樂の相互間に存する摩擦性を排除して各自の融合によつて絶對窮極界たる聖の世界を形成することが情意の窮極目的である。

私は矛盾と摩擦なる言葉を用ひたが矛盾とは逆流、摩擦とは交流の存在を意味するのである。AよりBに到らんとする目的行動に對しBよりAに赴かんとする逆流の存在は矛盾でありAよりBに到らんとする目的行動に對し直角的に或は外角に於て鈍角的に交流するもの、存在は摩擦を起す。即ち



あり

(五)

翻つて眼を手段界に投ずるならば其所に吾々は手段界に於ける前目的なる自由

安全優越の要求を發見する。現實生活の手段界は勿論相對界である。吾人の日常使用する目的なる言葉は手段の世界に於ける目的即ち窮極目的に對する前目的たる目的である。美愛壽樂の情意の究極界に達する手段界の生活には束縛に對する自由の要求、危害に對する安全の要求、窮乏に對する優越の要求が存在する。自由安全優越なる相對的要求は生活手段界の全部的要求である。かゝる全部的要求は然しながらすべて個人的要求であつて社會組成員の一としての個人的要求は社會的一般的要求との合致に於てのみ尊重さる。即ち個人的自由の要求は社會的平等の、個人的安全の要求は社會的秩序の而して個人的優越の要求は社會的奉仕の諸要求との妥協に於てのみ承認さる。自由安全優越は平等秩序奉仕との合一に於て手段界に於ける目的性即ち究極目的に對する前目的性を獲得するものである。

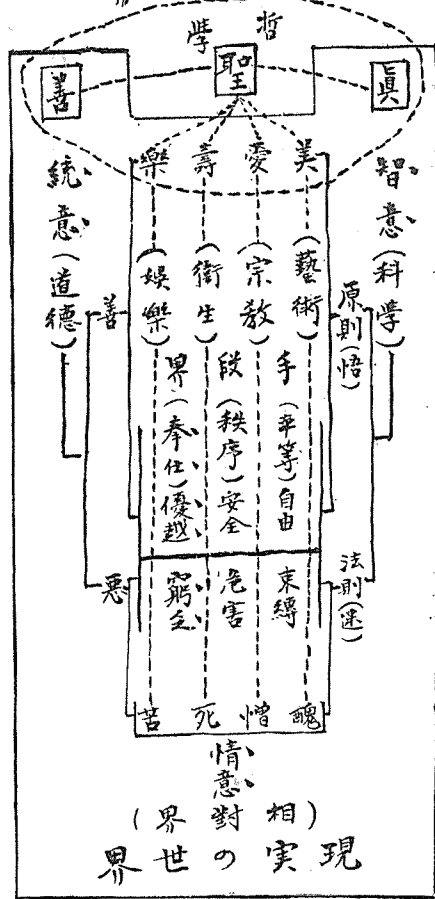
自由安全平等秩序は政治法律の所轄であり優越奉仕は經濟の管する所である。優越奉仕の生活要求は經濟生活の要求である。従つて經濟は個人的に社會的によりよき生活の實現を目的とするものであると言ひ得る。究極目的界は情意の精神界であり前目的界は手段の物質界である。換言すれば物質的手段の世界である。經濟は又従つて物質的手段を驅使することによつての生活經營であると言ひ得る。而して物質的手段は物質的所得として驅使さるゝが故に經濟は遂に物質的所得による生活經營である。

(六)

情意の丹満具足の要求と生活の現實世界との矛盾と摩擦はそこに智意の發動を要求する。智判はすべて窮極目的と生活現實との間に生ずる矛盾と摩擦の存在に向つて爲さるゝ。智判は合理化である。科學はとりもなほさず智意の所産である。科學の目的とする所は眞理の探求發見である。眞理とは矛盾と摩擦の存在せざる普遍妥當性を有する必然的思惟所産たる究極的なる觀念的實在である。かゝる實在の具現への行程の指示が原則である。現實世界に行はるゝ諸法則は究極目的に合すべき意途を有しない。單にザインとヴェルデンに生くるもので何等の合目的性を有しない法則的諸事實の指向と窮極目的との離反の救濟即ち現實を眞理へ導く合理化の指令が原則である。原則は現實中に存する法則の矛盾性と摩擦性に向つて加へられたる智判の所産である。

哲學は従つて法則に依存せず原則に依存するものである。語を替へて言へば法則とは智意の操作によつて把握さるゝザインとヴェルデンの領域に於ける因果的必然性であり、原則とは同様にゾルレンの領域に於ける結果より原因を求むる規律的必然性である。

(界對絶) 究極目的の界



智慧操作によつて生じたる原則を現實の社會に適用實施するにはそこに統意の働きを要請する。統意は智慧所産たる理論的原則に對する實踐的原則を指示するもの

勞働法の基礎觀念 (七)

教授 吉田一枝

目次

- 第一節 人格權
- 第二節 勞働權
- 第三節 生存權 (其一、以上既載)
- 第三節 生存權 (其二)

英國の文學者オスカア・ワイルド (Oscar Wilde 1856—1900) は「生活 (live) すると云ふことは、この世に於て稀に有ることである、大抵の人々は生存 (exist) してゐる。そしてそれがすべてである」と云つてゐる。

然しこの世に於ける幾多の事實は不幸にしてワイルドの所謂生活にあらずして生

存にすぎないと云ふことは寔に悲しむべき事柄である。ラスキンは「生の外に富なし」と云ひ、キリストは「人若し全世界を儲け得るとも其の靈魂を失はば何の益かこれあらん」と云ひましたが玩味すべき言葉である。

である。經濟政策はかゝる實地的原則を攻究し施行せんとするものである。意志即ち統意とはすでに述べたる如く對象を統御規制せんとする要求形式に於て發動するその要求は眞と聖の規範に於て善惡の別を定め施行せんとするものである。情意の觀念的實在に美愛壽樂の融化する聖であり、智慧のそれは眞であり、統意のそれは善である。吾人の心意は智慧の一體化せるものであるから、聖は眞と眞は善と而して善は聖と一體化する。眞聖善は窮極目的の三面觀である。人生問題は眞聖善の合同一體化の成就によつて解決さる。

上來述べたる所を綜合すれば上掲の如き表とすることが出来る。尙今少しく上の表について述べて見たい。所謂迷なるものは矛盾と摩擦の存する儘なる法則的事實に盲従することであり、悟とはかゝる矛盾性と摩擦性に對する疑惑に生ずる智慧の判斷の産む所のものである原則の承認である。哲學は原則に依存すると云つたのは寔にこれである。經濟は手段界の窮乏優越奉仕の問題である。

本論文は唯私一己の備忘であるが他日アモン、シュパン等の先覺の著書との比較に於て詳論する考である (昭和五・一・二三)

生存權は人間平等の觀念にその主張の根據をもつものである。平等觀念は價値の等しい者には等しい待遇、機會の均等を均霑せしむることによつて満足するものである。

自由競争乃至契約自由はそれがその通りに行はるゝには、各人はみな自由にして且つ平等であることを前提とするものであることは云ふ迄もないことである。然しながら事實に於て人は必ずしも自由なる境遇に置かれてゐるものでもなく又平等の狀態にもあるものではないのである。而して時として人は屢々その生活權どころか生存權を脅かされるものである。

私共が生存權を完ふするために爲す行爲中で尤も顯著なるものは、正當防衛 (刑法卅六條) 及緊急避難 (刑法卅七條) である。この二つのものは所謂緊急權として法律上許容せらるゝものである。問題は斯の如き生存權乃至緊急權の觀念が如何なる適用を見るべきかである。

緊急權に關する大正三年十月二日の大審院判決。

本案は某縣に豪雨のため河水氾濫し堤防將に決潰せんとし、若し事態をそのままに放置せんか某村住民の生命財産甚だ危機に迫つたのである。そこで某村住民の某々等四五人相寄り相謀りその堤防の一部を決潰し、ために辛うじて某村の生命財産の流失損害の厄を免れ得たのである。然し堤防を決潰した某々等四五人は堤防決潰による溢水の被告として訴追され結局刑法上では無罪の宣告を受けたが民法上に

於ては堤防決潰により損害を被りたる他人の権利に對し賠償の義務ある旨の判決である。判決に曰く「緊急避難は特殊の場合に於ては法が當事者双方を完全に保護することを得ざるために已むを得ず、單に其の一方が他人の権利を侵害することを默過して之に刑責を科せざるに止まるを以て假令一市に緊急避難の原因發生せしとするも之がために他市の権利の消滅を來たすべきに非ず、されば緊急避難行爲者は刑事上無罪の判決を受くるに拘はらず、之の行爲によりて損害を被りたる他人の権利に對し民事上賠償の義務を負ふは當然の結果なり」と。

刑法第卅七條 自己又は他人の生命身體自由若くは財産に對する現在の危難を避くるため已むことを得ざるに出でたる行爲は、其行爲より生じたる害其避けんとしたる害の程度を超えざる場合に限り之を罰せず、但しその程度を超えたる行爲は情狀により其刑を輕減又は免除することを得。

前項の規定は、業務上特別の義務ある者には之を適用せず。
被傭者の生存權に關する大正八年八月卅日の大審院判決。

本事案は被告たる某雇主がその許に雇傭せる土工夫某が重病にかゝれる時、突然之を解雇しその土工部屋より退去せしめたためその雇主が遺棄罪に問はれた事件である。原審函館控訴院は之を遺棄罪であると判決を下したのでありますが上告辯護人は土工夫某は解雇のため自らその部屋を立ち去りたるものなれば之を遺棄罪として論ずべきものではないと大審院の法廷で争ひましたが之に對し大審院の判決は、

「雇人が自ら雇主方を立ち去りたる場合に於て雇主に遺棄の行爲ありと云ふことを得ざること勿論なりと雖も原判旨によれば被告はその同居の雇人たる某々等が扶助を要すべき疾病にかゝりたるにも拘らず之が保護の責任を免れんがため同人等に對し突然解雇の申入をなし強制外に被告方を立ち去らしめ以て無保護の状態に置きたるものなれば、その行爲の遺棄罪を構成することを論をまたずと。

刑法第二百十七條 老幼不具又は疾病のため扶助を要すべきものを遺棄てたる者は一年以下の懲役に處す。

刑法第二百十八條 老幼幼者不具又は病者を保護すべき責任ある者之を遺棄し又は其生存に必要なる保護を爲さざる時は三月以上五年以下の懲役に處す。

自己又は配偶者の直系尊屬に對し犯したる時は六月以上七年以下の懲役に處す。上記の遺棄罪の構成に關する大審院判決の要旨は被傭者たる被害者の生存權を豫定することによつて始めて理解せらるべき相當意義ある人間味ある判旨である。

獨逸憲法第五十一條 經濟生活の秩序は各人をして人間らしき生活 (schwartz-leistung eines menschenwürdigen daseins) を得しむることを目的とし正義の原則に

適合することを要す。各人の經濟上の自由はこの限界内に於て保障せらる云々。
エストニア憲法第廿五條 エストニア國に於ける經濟生活の組織は正義の原則に適合することを要す。その目的は……法律によりて人間らしき生活の條件を確保あるにあり。

チエツコ・スロバキア憲法第百六條第二項 チエツコ・スロバキア共和國のすべて
の住民はその領土内に於てその祖先國籍言語人種及宗教による何等の區別なく此
の共和國の所屬民と同一の範圍内に於てその生命及自由の完全且つ絶對の保護を
享有す云々。

ポーランド憲法第九十五條 ポーランド共和國はその領土内に於て血統國籍言語人
種又は宗教の區別なくその總ての住民に對し生命自由及財産の完全なる保護を保
障する云々。

妻の生存權に關する大正九年九月一日の大審院判決。

本事案は夫は妻子を家郷に残し單身出稼のため渡米し夫からは送金なかりしため妻は夫の留守中、夫の許可を得ず借財をなし以て家族の糊口をしのいだことが後日問題となり民法第十四條により妻が借財をなすには夫の許可を要することになつてゐるから、その借財した行爲は取消し得べき行爲であるかどうかと云ふ問題である。判決に曰く「妻が借財をなすには民法第十四條により夫の許可を受くることを要すれどもその許可は必ずしも明示たることを要せず又各借財をなすにつき特定のにその都度許可を受くることなく豫め一般的に之を受くることを妨げず而して夫が出稼のため妻を故郷に残し遠く海外に渡航し數年間妻子に對する送金の途を絶ちたるが如き場合にありてはその留守宅に相當なる資産ありて生活費に充つることを得るが如き特別なる事情なき限り妻に於て一家の生活を維持することは、夫に於て豫め之を許可し居りたるものと認むべきは條理上當然にして斯く解釋して初めてその裁判は能く條理を盡したるものと云はざるべからず云々。

即ち大審院は妻は借財に關しアメリカに出稼中の夫の許可をその都度受け得ざるためその子と共に餓死すべしとは云はずに妻とその子とに生存權を認むることによつて家族制度の淳風美俗を維持したのである。

被傭者の生存權に關する昭和三年六月五日大審院判決。

本事案は某市の某鐵工所に職工某氏は十五才のときから七年年間職工として働きて年期あけから更に十年間精勤して居つたが某工場主は一向賃金の昇給をなし呉れず一家は生活に困難を來たす様になりこの儘で居れば自分はもとより家族の者は路頭に迷はねばならなくなることはあまりに明白になつて來たから何んとか生活の活路運命の鍵を求めんと自分の働いてゐる某鐵工所へは内密で某造船所へ就職運動の

交渉をすゝめたところ某造船所では某氏の働いてゐる某鐵工所へ某氏の身元技能操行等を照會したのである、ところで某鐵工所では技能に比し賃金が安く然もよく働いて呉れる某氏にやめられては困るから某鐵工所へ御照會の某氏は性質宜しからず技能また不良と云ふ様な回答を某造船所になしたゝめ某氏の就職は駄目になつたと云ふのである。後日このことが某氏の知るところとなり某氏は某鐵工所の某工場主に對し就職妨害の損害賠償請求訴訟を提起したのである。第一審第二審では共に某鐵工所から某氏の行狀技能性質等に關し本人に有利ならざる回答をなしたゝめに就職が出来なかつたことに就ては想像に難くないが然し某鐵工所は故意に某氏の就職妨害のためにかゝる回答をなしたものと認定し難いと云ふ理由で二度とも某氏の敗訴となつたのである。然るに大審院は前判決を破毀し東京控訴院に差戻し再審理に附すと判決をなし原告なる某氏の勝訴となつたのである。判決の要旨によれば「職工某氏は某鐵工所に十數年間精勤せるも収入不足のため到底一家を糊すること能はず爲めに某造船所に轉勤せんとしたのを某鐵工所では同人の轉勤を妨害するために某造船所より同人の行狀性質技能成績に關する照會に對し虚偽の回答をなしたゝめ職工某氏は遂に就職出来なかつた」と云ふのである。即ち大審院の判決は求職の照會文に書かれた求職者に不事な不利益な文言が就職の妨害になると云ふ判決であつて之によつて職工某氏はその失はれた名譽信用人格を回復せられ併せてそれらの權利並に生存權を認められた寔に人間味ある判旨である。

子女の養育のため妾となつた未亡人の生存權に關する昭和四年六月の大審院の判決。

本事案は某市の某女は先年夫に死に別れたが家に資産なく男と女の二兒を抱へて居つては到底その日の生活を爲し得ないため自らの生活の安定を得るためと子供を養育し將來その子を齒科醫たらしめんと考から實兄の諒解のもとに某齒科醫の妾となり自宅をその齒科醫の出張所となし齒科醫との間に一子を産んだのである。然るに子供の祖父から「こんな女に大事な孫は託せられない」と親權喪失の訴訟を提起したので未亡人は「生活のため子女の養育のため心ならず止むを得ず爲したことで決して享樂のためではない」と抗辯致しましたが判決によれば「苟も親權者としてその子女を監督教育すべき任にある者がその情を知りながら妻子ある他の男子と同棲し之と夫婦同様の生活を營むが如きはその目的の如何を問はず之を認容すべきにあらざることは一般社會の通念に照らし明白なるを以て假令控訴人(未亡人)の行爲がその主張の如き事實に基づくものとすも尙ほ且つ著しき不行跡と認めざるを得ず」と未亡人の敗訴となつたのである。然るに上告辯護人はこの生活難の社會に於て夫を失ひ家に資産なく身に技能なき寡婦が當時僅に二才と四才の幼兒を抱

へ獨力生活を維持し子女の養育を完うし得ざることは當然すぎる程の事實である。茲に於て有力なる男子により自ら生くると共に二幼兒の生成を計らんとしたるは止むを得ざるに出でたる行爲であつて之をしも不可なりしとせば汝生くる勿れ幼兒と共に餓死すべしと云ふに均しくあまりに現社會の實相に解れざるものなりと云ひ工場法施行令第八條に「職工死亡したる時は工業主は遺族又は職工の死亡當時その收入により生計を維持したる者に賃金三百六十日分以上の遺族扶助料を支給すべし」並に同法同令第九條に「職工死亡したる時は工業主は葬祭を行ふ者に賃金二十日分(其の金額二十圓に満たざる時は二十圓)以上の葬祭料を支給すべし」とあるは我法制は戶籍法上の妻にあらざる者の存在を認め所謂日蔭者を保護しそれに扶助料請求權を與へたもので民法第八百九十六條の精神は親權喪失は制裁ではなく子女の利益の保護のために存するものなりと上告理由を陳述致しましたが大審院は「親權を有する寡婦が妻子ある他の男子とその情を知りつゝ同棲するが如き行爲はもとより擯斥すべきことであるが、然しその者の社會的地位身分資力その他特殊の事情の如何によりては未だ以て親權を喪失せしむべき著しき不行跡と目するを得ざるべく従つて裁判所が親權喪失の宣告をなすには須らくその事案につき上叙の各種事情を審判判斷することを要す」と事件を東京控訴院へ差戻す旨の判決をしたのである。この大審院の判旨は遺産なく身に技能なき未亡人と二人の幼兒の生存權を認むることにより始めて諒解せらるべき判決である。

獨逸憲法は經濟生活に關し色々な意味に於て注目し値する多くの條文を含んでゐる。前記第五百十一條の外に二三のものを擧ぐるならば

獨逸憲法第五百十三條第三項 所有權は義務を伴ふ、所有權の行使は同時に公共の福利のためになるべきことを要す (Eigentum verpflichtet. Sein Gebrauch soll zugleich Dienst sein für das Gemeine Beste)

獨逸憲法第五百五十五條第一項 土地の分配及利用は國邦之を監督し以てその濫用を防ぎ (die mitzbrauch verhüten) 且つ總ての獨逸人に健康なる住居 (eine gesunde Wohnung) を供し總ての獨逸の家族殊に多くの子供を有する家族にその需要に應ずべき住居及家政を充たすに足るべき家産 (eine ihren Bedürfnissen entsprechende wohn- und Wirtschaftsstätte) を有せしむることを努むべし云々。

同條第三項 土地を開拓し利用することは土地所有者が公共に對して負擔すべき義務なり (die Bearbeitung und Ausnutzung des Bodens ist eine pflicht des Grundstückbesizers gegenüber der Gemeinschaft) 勞力又は資本を用ひずして生じたる土地の價格の増加は公共のために之を利用することを要す (die Wertsteigerung des

Bodens, die ohne eine Arbeits-oder Kapitalaufwendung auf das Grundstück entfehrt, ist für die Gesamtheit nutzbar zu machen.)

獨逸憲法第六十三條 總ての獨逸人民はその個人的自由を妨げられざる限度に於てその精神的及肉體的の力を公共の福利に適用するために活用すべき徳義上の義務を負ふ (Jeder Deutsche hat unbeschadet seiner persönlichen Freiheit die stiftliche Pflicht, seine geistigen und körperlichen Kräfte so zu betätigen, wie es das Wohl der Gesamtheit erfordert.) 總ての獨逸人民はその經濟的勞働によりその生活資料を確保することを得べき可能を與へらるべし適當なる勞働の機會を紹介し得られざる者に對しては必要なる生活費を支給す詳細は特別の國の法律により之を定む (Jedem Deutschen soll die Möglichkeit gegeben werden, durch wirtschaftliche Arbeit seinen Unterhalt zu erwerben. Soweit ihm angemessene Arbeitsgelegenheit nicht nachgewiesen gesorgt. Das näher wird durch besondere Reichsgesetze bestimmt.) 即ち前述の獨逸憲法第五十一條は經濟秩序に於ける正義 (“Gerechtigkeit” in den wirtschaftlichen Beziehungen) 及萬人に對し人間らしい生活 (“ein menschenwürdiges Dasein für alle”) を得しむることが經濟生活の目的である旨を宣言してゐるのである。茲に經濟秩序に於ける正義とは貧富よく權衡を得、貧窮に陥る者なからしめ又巨萬の富を死藏して公益を企圖せず徒に奢侈遊惰に耽る者なかしむることを意味し、人間らしい生活を確保すると云ふことは貧困者も衣食に窮することなく疾病を治療し得べく住居又は宿泊所を支給することを意味するのである。之がためには勞働力の保護獎勵が必要である (獨逸憲法第五十七條乃至百六十五條)。

獨逸憲法第五十三條の所有權は義務を伴ふ云々……所有權は勿論認めるが然し所有者はそれだけ義務を負はねばならないと云ふ意味である。自分の所有物は自分の好むがまゝに使用し處分し消費し捨てようが焼かうが他人に與へようが勝手たるべしと云ふ様な從來の考へ方は宜しくない考へ方である。「所有權の行使は須らく公共の福利のために爲されねばならない」と云ふのである。獨逸憲法はこの理想的な原則を宣明し私有財産權に對する國家の保護の限界を定め即ち權利の濫用を許さな (missbrauch soll nicht länger geschützt werden) と云ふのである (獨逸憲法百五十五條二項參照)

獨逸憲法百五十三條第三項土地を開拓し利用することは土地所有者が公共に對して負ふべき義務なり云々……即ち土地の所有者はその所有地を自己又は他人の利益のために利用することを要すと云ふ意味である。それ故に自分の土地を唯だ遊ばしめて置いて地價の自然的の値上りを待つとか或は他人の迷惑になつたり害になること

などに使用してはならないと云ふことになるのである。即ち或人が土地を所有してゐる、その所有してゐると云ふことのために我も彼も換言すれば社會の全部少くとも大多數の人々が利益幸福を受ける様に土地を利用し開拓しなければならぬ、然も斯くすることが土地所有者が社會公衆に對する義務であると云ふのである。斯くなれば始めて所有權 (Eigentum) — 私有財産制度 (Privateigentum) は寔に結構な有意義なものであると云ひ得らるゝのである。

從來の法律の説明によれば所有權者は所有物を使用せぬ權利をも有するものであると云ふ様に考へられてゐたものであるが私共は斯く信じ斯く考へないものである。所有權者は所有物を使用しなければならぬ義務がある。所有權は所有者に都合のよい利益のある權利であるが、それと同時に又それを適當に使用して自己並に家族を益し更に世の中一般を廣く益する様にしなければ所有者たる責務を十二分に盡し得たものではあるまいと考へるものである。即ちこの種の見解は從來とも法律問題としてではなく道德問題として一般に考へられ又説明されて來たものであるが所有權は法律と云ふよりは寧ろ道德的の性質をより多分に豊富に含んでゐるのである而してそれが法問題と具體化したのが獨逸憲法である。

前述致しました獨逸憲法百六十三條 (勞働權及勞働義務) は一九一九年三月廿三日の社會化法 (Sozialversicherungsgesetz) の文言と全然同一の用語である。即ち勞働に對し道德的の義務 (sittliche Pflicht) を課し必要がある場合には國家は憲法百卅三條 (すべての公民は法律の定むるところにより國邦及公共團體のために役務 (persönliche Dienste) に服する義務を負ふ云々) によつて之を法律上の義務 (Rechtspflicht) となすことを得る旨を明にしてゐる。この義務には勞働の權利 (Recht auf Arbeit) が對立する、即ち勞働せんと欲するものには勞働が與へらるゝのである。 (Jedem Arbeitswilligen soll Arbeit nachgewiesen werden) 之がためには國家及地方團體の職業紹介所 (Stellenvermittlung) 救急勞働 (Notarbeiten) 等の實行が有効であるが若し勞働の機會を紹介し得られない場合には失業者は必要なる衣食費 (notwendigen Unterhalt) (Erwerbslosensfürsorge) を請求することが出来るのである。勞働忌避者 (Arbeitschen) にはその忌避によつて困窮し自己又は家族が公の扶助を受けなければならなくなつた場合又は公の費用で扶助されてゐる者が指定された勞働を爲さな (missbrauch soll nicht länger geschützt werden) と云ふのである (獨逸憲法百五十五條二項參照)

斯くの如く獨逸憲法は總ての民衆の——獨逸國內に生存生活してゐるすべての人——が人間らしい生活を要求しうる權利を承認する——合理的に生存を主張する權利を承認する——生存權 (Recht auf Existenz, Right to existence, Right to subsistence, droit à la vie) を保障するのみならず社會事業乃至社會政策に關する多くの條

文を包含して居るのである。而して結局に於ては社會事業乃至社會政策は社會全體のために社會構成の各員の生存權の保障の理想を明白にすることになるのである。人間らしく働いたら正しい飯が食へて人間らしい生活活動安心が出来て各人をしてその生存上に於てその所を得しめよと云ふことが私共の全人格的要請でなければならぬ。若し夫れ飯さへ與へられて腹がふくれた時は假令靈魂を引き抜かれても一向痛痒を感じない様な魯鈍な存在であつたならば寔に情ない痛ましい生存の淪落である。私共は生きてゐるから働かねばならず働くことによつて生命を保持するのである。

私共は祖國に一旦緩急ある時には最後の一人迄も祖國のために祖國の生存權確保のために飽く迄も戦ふと云ふことは日本國民全體の不拔の潜在意識であり當然の權利であり義務であり責任であり理想であります。平時に於ては最後の一人の生存權確保のために國を擧げて國民能力の總動員を期せねばならない。昔の志士仁人は己を殺して己を犠牲にして國家のために活躍した様に現在の志士仁人は一國民衆のため全人類のため——總ての民衆——此の世に生きんとして生けるすべての人々が人間らしく働いたら人間らしい飯が食へて人間らしい生存生活を要求し得る權利を承認する所謂人格的生存權確保のために起たねばなりません。それがために志を立て、それがために盡す人こそ實に人類の恩人であり社會の至寶であり民衆の救世主である。

彼も生き我も生き彼も存じ我も存することが人間生活の基調である。

國家は國民により國民はまた國家によりその生存生活を完ふしてゐるものである。即ち人類は共存である、國強ふして民安泰、民また健全にして國威よく輝くものである、即ち國家と國民とは共生であり共存であり共榮である。即ち各個人すべての人々の生存權の主張及生存權の行使の目的は國家社會の生存權の主張となり行使となるのである。

大正十二年十一月十日國民精神作興の詔書の一節に

「宜く教育の淵源を崇ひて智徳の竝進を努め綱紀を肅正し風俗を匡勵し浮華放縱を斥けて質實剛健に趣き輕佻詭激を矯めて醇厚中正に歸し人倫を明にして親和を致し公徳を守りて秩序を保ち責任を重じ節制を尙び忠孝義勇の美を揚げ博愛共存の誼を篤くし入りては恭儉勤敏業に服し産を治め出でては一己の利害に偏せずして力を公益世務に竭し以て國家の興隆と民族の安榮社會の福祉とを圖るべし」と宣せられ昭和元年十二月廿八日朝見の御儀に於て賜はれる詔書の一節に

「輓近世態漸く以て推移し思想は動もすれば趣合相異るあり經濟は時に利害同じ

からざるあり此れ宜しく眼を國家の大局に着け學國一體共存共榮を之れ圖り國本を不拔に培ひ民族を無疆に蕃くし以て維新の宏謨を顯揚せんことを懋むべし」とのたまはせらる。詔書の「共存」「共存共榮」之を生存權の觀念となすこと必ずして當を失したるものではなからうと考へらるるのである。

生を養ひ死に喪して憾なきは王道の始である。寔に生存權の理論は孟子の所謂孝悌の義を以てすれば頌白の者道路に負載せず七十の者をして帛を衣、肉を食まこめんとするものである黎民飢を寒を寒をす萬人をして人間らしく働いたら人間らしい生活活動が出来てその生存上に於てその安住所を得しむることが社會政策の根本原理であり生存權主張の究極の目的であり又政治の理想目標である。

人は唯だ共に働き共に生き共に樂しみ共に存し共に榮え共に進むために思索し研究し協力し改善し發明して行くものである。自ら生くることのみを知つて他と共に生くることを知らざるものは社會を害し社會を毒するものである。自己だけが生きるため樂しむため榮ゆるために即ち一部の者のみが生きるため樂しむため榮ゆるために他人を犠牲にする様なことがあつてはならない。而してどこ迄も全體として生きることであり榮ゆることであり樂しむことであり進むことであり而して人類最高文化の建設創造完成のために共に與に協力することであり「宜しく眼を國家の大局に着け學國一體共存共榮之れ圖り國本を不拔に培ひ民族を無疆に蕃くし以て維新の宏謨を顯揚せんことを懋むべし」である。

斯くして社會は今日も亦昨日の如く、明日も亦今日の如く舊態を持することなく日に日に新たに於て又新たなるものがあらねばならないのである(未完)

讀書案内欄の新設

讀書に關する種々の質問をどしどし弊局宛お出し下さい、弊局ではその部門に隨ひ、それぞれ専門諸教授にその應答を求め、本誌上に掲載いたします。

▽封皮には「讀書案内」と朱書のこと

▽毎月二十日迄の分を翌月の誌上に掲載します

▽誌上匿名は隨意ですが、在學科別學年、卒業年度及び住所、氏名を別に明記して下さい

關西大學學報局

ザウアーの「法の本質」に就いて

教授 中谷敬壽

はしがき

本稿は單純な紹介に過ぎない。出来るだけ簡略にご意圖したが爲めに、原著の眞意を盡さざるは勿論或はその誤り傳ふることなきを切に恐れる次第である。扱茲に紹介しようとする處は、ヴェルヘルム・ザウアー(Wilhelm Sauer)の主著の「Grundlagen der Gesellschaft. Eine Rechts-, Staats- und Sozialphilosophie 1924」中の一節「法の本質」(Wesen des Rechts)に就いてである。著者ヴェルヘルム・ザウアーはケーニスベルヒ大學の正教授であり、刑法刑事訴訟法の大家として令名があるばかりではなく、他面法律哲學者としての活動も亦かなり目醒しいものがあり此の方面に於いても一家を爲す人である。その法律哲學者としての立場については、既に國家學會雜誌(三八卷三、四號)に今川法學士の遺稿として「ザウアーの新カント派法理學擁護論」があり、又法學協會誌(四三卷入號)に杉山學士の「現代獨逸に於ける法律哲學の諸傾向通覽」と題する翻譯のある他は未だ我邦に於いては餘り紹介されてゐないようであるが、ザウアーは大體に於いて熱心な新カント派の擁護者であり、且つ前掲の著述に於いては特に社會哲學を樹立し此の方面より法律哲學の諸問題を解決しようとする努力してゐる。

その「法の本質」論に於いては先づ第一に法律の概念規定の可能性を説き、第二には法と國家との關係を論じ、第三には法の對象と標準又は目標に及び、第四には文化の發展より見たる法の種別を説き、第五には法の概念・理念・効力を全然切離して取扱ふことの不可なる所以を論じ、第六には最後に法的原則の構成要素としての理念・概念・効力を叙し以て、法の本質を明にしようとしてゐる。

「法の定義を立てるといふ事については、今日迄、法律學者も將又法律哲學も、誰一人として、成功した者が無い、——たとへその立てた定義が極く大體に於いて一般的に認められるやうなことがあつても——」と斯様にエム・エー・マイヤー(M. E. Mayer)は諦觀してゐる。而も彼の見る處は不幸にして正しい。然し法の定義を立て、成功しない理由は、實にマイヤーが認めた處ではあるが、法の種々なる現象形態(Erscheinungsformen)を正しく一つの型(Formel)に纏める事が出来ない、といふ

ふことにあるのではない。その成功しない理由は、寧ろ純粹に外部的なものである思ふに、各人は自に特有な言葉や表現記號を以て定義を下さうと努め、而も何人も他人の定義中に用ゐられた言葉や表現を認めようとしなない。否それを了解しようとしなない。殊に法律學者と法律哲學者とは互に回避し合つてゐる。然し右の事柄については、統一があつてよいと思ふ。何ぜなれば、各人は、その胸中に同様な法律思想(Rechtsgedanken)を抱いてゐるからである。聖オーガスティンは言つた、「人若し我に法とは何ぞと聞けば、我之を知らず。人若し我に之を聞かざれば、我れ之を知る」云々。(Augustin; "Wenn du mich fragst, was Recht is, so weisz ich es nicht; wenn du mich nicht fragst, so weisz ich es.") 此一句は、各人が自らの裏に懐く法律思想についても亦眞理であつて、その之を明にし又之を明に表現する場合についても、同様な事が言ひ得られる。異つた人が異つた語で以て、定義を下さうと思へば、それは固よりそうしても差支ないわけである。然し、他人の用いた語が、自分に氣に入らないからとの理由で直に他人の下した定義そのものを拒否するといふことは、容るされない事と思ふ。そこで若し人々が、他人の思想の中へと深く自らを移しゆくならば、その時には屢々、兩者の間に完全な思想的一致が見出されるであらう。

二

法は規正(Richten)せんとする。夫故に法(Recht)なる名稱があるわけである。即ち法は、共同社會内の人類の行動に對しては、飽く迄も批判的な態度を以て臨まふとする。夫故に法は實に、其共同社會に於ける最高權力(die oberste Gewalt)である。然り法は、何等の回避も許さない一の權力である。そこで法に従ふべしといふことが、當然個人に對して強要せられることとなる。換言すれば、法は共同社會の意志、der Wille der Gemeinschaft)といふことになる。かゝる共同社會は通例國家(der Staat)であるが、或はそれは又國家と同様な位置にある共同社會であることもある。例へば國家聯邦(Staatenbund)の如きである。扱て國家とは、最高の強制權力を以て整秩せられた定住的共同社會(又は國民)を云ふ。(Die mit oberster Zwangsgewalt geordnete sesshafte Gemeinschaft (Staatsvolk)) 然るに法とは最高の強制權力を有する定住的共同社會(又は國民)に關する秩序であるといふことが出来る(Die Ordnung über eine sesshafte Gemeinschaft (Staatsvolk) mit oberster Zwangsgewalt) 夫故に國家と法とは、一の對概念(Parallelbegriff)である。詳しく云へば、兩者は恰も同等の内容を包含してゐる。只上位概念(Oberbegriff)が入れ換つてゐる許りである。即ち國家にあつては、上位概念は共同社會であるに反し、法に

あつては、それは秩序である。是に由つて之を觀れば、國家は共同社會に基き、法は秩序即ち規範に基いて、夫々その本質が決められなければならない。

三

法は前に一言した如く、規正せんとする。夫故にその規正せんとする對象 (Gegenstand) と、標準又は目標 [Maßstab (Ziel)] とが、尙法の定義の中に言ひ表はされてよいわけである。それといつて、法の定義は妄りに、個別的なもの (Einzelne) へと深入りしてはならぬ。即ち吾々は、法律概念 (Rechtsbegriff) がそれ自らの裏に、全法律哲學 (Die gesamte Rechtsphilosophie) を、否それ處ではなく全法律學 (die gesamte Rechtswissenschaft) を包蔵してゐるといふことを先づ自ら明にしておかなければならぬ。換言すれば法律概念は、總ての法的現象 (sämtliche rechtlichen Erscheinungen) を満足せしむるものでなければならぬ。夫故に法律概念は普遍的 (allgemein) に取扱はれねばならぬが、然しそれは他の一面に於いて、又餘りに普遍的 (zu allgemein) に取扱はれ過ぎてもよくない。と云ふのは法律概念は、法律現象以外の他の現象をも、その中に織込んではいけなからである。多くの定義を見ると、(例へばラードブルフ Radbruch の下した定義「法は共同社會の秩序である」とする定義の如き) それは風習にも亦あてはまる様である。

法は國民を規律せんとする。夫故に法は全體 (des Ganze) につて、即ち國民 (das Staatsvolk) につて意義ある行爲竝不行爲 (Handlungen u. Unterlassungen) を規律しよとする。價值觀念によつて之を云へば法は、全體にとつて即ち國民にとつて意義ある國民各自の價值的努力 (Wertstreben der Volksgenossen) を規律しようとする。かゝる意義の限界から、法の標準又は目標が生まれる。即ち法の目標は、能ふる限り全體と一致するといふことにある (möglichste Übereinstimmung mit dem Ganze) 他の語で云へば、各人の價值的努力は、能ふ限り限り全體の價值的努力と一致すべきである。蓋し全體は、自己に固有な傾向 (Tendenz) に適應するものゝみを是認し得、且つ全體の福祉 (Das Wohl des Ganzen) を完うせしむること多ければ多いだけ、それだけ個人の社會的價値が高まるからである。この事情はあらゆる共同社會に於いて然るが如く、社會哲學の原則についても、亦同様な事が云ひ得られる。更にそれは國家的共同社會についても妥當するが如く、法律的原則に就いても亦同様な事が言ひ得られる。即ち法律的原則は、社會哲學の原則從て法律哲學原則を、國家及國家の利益といふ見點に基いて、之を狭めたものである。夫故に法は、各人の價值的努力を國家の福祉と能ふる限り一致せしむる事を目的とせなければならぬ。(möglichste Übereinstimmung der einzelnen Wertstreben mit

dem Staatswohle.)

四

然しながら文化の推移からすれば、法は二種の形態を執ることになる。即ち法は宗教及び道徳から發展するが、その更に發展するにつれては、自らの最も手近な實際的目的並その高遠な理想的目的を、段々と意識的に知るようになる。換言すれば法は法律安定 (Rechtssicherheit) といふ近目的及び正義 (Gerechtigkeit) といふ遠大な目的を認識するに至る。之と同様のことは又文化一般についても云はれる。即ち文化は宗教及道徳から高まり而も後に至るに及んで、段々と明確に又意識的に、客觀的な文化目的を見出すようになり、その實際的な近い目的及理想的な遠い目的を得ようと努める。かくの如くして原始時代の無邪氣さは、他の一面に於いては、最早その之を得るが爲には意識的に且つ勇敢に努めなければならぬ開化したる目的として擡頭するに至る。即ち初期の文化 (Frühkultur) と高次の文化 (Hochkultur) とは、よしその内容に於いては、大體同様のものが續いてゐるとするも、その主調音 (Hauptton) は既に完全に變つて了つてゐる。詳しく云へば初期の文化にあつてはその主調音は起源 (Ursprung) 又は自然に在るが、高次の文化にあつてはその主調音は目的に在る。如斯文化發展の段階に相應じて、法にも第一次の法と第二次の法との對立が生ずる。即ち第一の法は宗教及道徳から派生したる最高の強制權力を有する國民に關する秩序であるが、第二の法は全體の福祉を目的とする最高の強制權力を有する國民に關する秩序である。

かくて第二の法は、先づその重心を占有状態の支持の上に又法律安定の上に置くから、法律固有の文化的目的は一層その前景に浮出し、遂には文化一般 (Kultur überhaupt) といふ根本思想に人類の不屈不撓の勞作は、國家に對しても亦明に、理想的な文化社會といふ到達しがたい終局目標を措くに至つた、國家も亦、種々の共同社會がその中に現出してゆくかの偉大な文化の流れに従ふ。然し國家はその本質上力に基いて建設せられる。夫故に國家はその限りに於いては、常に初期文化の貌を固執するであらふが、之と同時に國家は又文化發展の潮流に身を投じ、やがて自らの文化任務を認める。而て法の到達しうべき近い目的は法律安定でありその到達しがたい遠い目的は正義である。尙警察國・法治國及び文化國の三は衆知の國家發展の進路である。果して然らば權力國家並に純形式的法律觀は、寧ろ初期文化の時代に屬するものと見られる。而て既に高次文化の時代に至つては、國家も法も共に目的を強調する。従て力と形式とは實際その儘包含されてゐるが、而もそれらは最早單なる手段としてのみ觀察すべきものであると云ふことが出来る。

五

右に述べた第一の法と第二の法とを比較すれば更に次の如き差異を見出す事が出来る。即ち第一の法は過去を強調するに反し、第二の法は未來を強調する。又第一の法は命令を誇とするが、第二の法は全體の福祉といふ立場から強制權力を導き出す。又第一の法は專制的性質を有するが、第二の法は民主的性質を有する。更に又第一の法は上から國民に對して課せられたものであるが、第二の法は國民によつて創られたものであり、或は少くとも國民によつて承認せられたものである。以上對照せられた諸點は、法の効力問題 (Geltungsproblem) にとつては甚だ重要である。殊に國民の承認といふことは、第二の法の重要な構成要素であつて、第一の法に於いては未だ見なかつた著しい相異點である。かくて法の効力並理念は法の本質に屬し、尙國民による承認並全體の福祉への方向決定といふことも亦法の本質に屬するから、之等の徵標の中の一を欠いてもそれは最早法たりえないわけである。

尙法の概念と理念とを全然分離して取扱つてはならない。蓋し一般に事物の概念は、そのものの理念によつて初めて之を認め得るからである。人は恐らく、ロツチエ (Lutze) の言葉を又自らの言葉とせざるをえないであらふ。即ち「たとへ然かあるべきもの (was sein soll) のうちに、然かあるもの (was ist) の根據を求めようとも、余は尙常に正道に在るものと確信する」と。思ふに理念は純粹本質を寫し出し而も概念は此理念からして初めて導き出される。而て概念は、屢々現實及現實の誤謬を交へ勝ちである。かくして概念は、現象を認識する場合に、何うしても最後の問題となるかの意味をば、常に必ずしも明示するものではないと云はなければならぬ。若し人が意味又は理念といふものを眼中におかず、或は少くともそれらものに對して無關心に、唯現實概念からのみ出發するとしたならば、規準がなくなつて了ふ。従て人はその時現實に頼ることとなるが、而もその現實が既に意味を曲解してゐたり若くば全く的外づれであるといふことに人は氣づかない。之を法について云へば、現實の法典は或は法の本質を極めて不完全に表現してゐるかも知れぬし又それは國家の本質なり刑罰の本質なりを變造してゐるかも知れぬ。かゝる場合に若し人が、その不完全な見解に頼つて行くなら、人は法の概念を又國家の概念を、更に刑罰の概念を或制定法の執る立場から把握することになる。然し斯くしてえたる認識は、之を同一の對象に關する他の制定法の觀念と一致せしむることが出来ない。而も人は如何なる制定法が、それらの本質を正しく把握してゐるか、否より正當に把握してゐるかを知らぬ。矛盾のない認識には到底右の如き遣り方は到達することが出来ない。さればかゝる遣方に依て得た概念規定が實に名稱論的 (terminologisch) である許りでなく、又事實上何等の眞價をも認められないといふ

事は蓋し當然のことである。然らば異論のない遣方又は手續とは果して何んなものであらふか。それは最高の原則から出發し、之を生活の需要に應じて論理的に矛盾なく特別の種類に分拆してゆけばよい。斯くて法にとつても亦一の場所が廣い範圍に於いて發見せられる。即ち人は全體組織の中に、人類が常に法なりと理解する處を以つて、填しうる一の自由な空處を認めうるであらふ。而も此の自由な空處は何はともあれ填されなければならぬ。さもなければ全體組織の中に、忍びがたい底の間隙即ち缺陷を作り出すことになる。

六

扱て吾々が先に下した法的原則は全く法の本質を明に示すものであると思ふ。最も此原則については、人はその欲する處に從て或は「國民の爲に能ふる限りの利益が追及される」とか、或は「個々の價值的努力の全體の價值的努力との能ふる限りの一致が追及される」とか云ふ表現法を選ばばよい。但し原則にあつてはその重心は概念に置かれてゐるよりも寧ろより多く理念におかれてゐる。茲に云ふ理念とは國民の爲めの利益であり、換言すれば個々の價值的努力の全體の價值的努力との完全一致である。而て原則は、それが目標ではなくて單に標準を包容する限り、必ずしも理念と一致しない。換言すれば原則は、それが頂點ではなくて頂點以下の總ての段階を包容する限り、又理念と一致しない。夫故に先に述べた法の原則としての定義には「能ふる限り」 (möglichst) といふ修飾語を付しておいた。かくの如く原則と理念とが一致せないとはいふことは、原則が頂點のみならずそれよりも更に下方の諸々の地位を包括してゐるが爲めである。従て法的原則は法の理念より遙に遠ざかつた現實概念をも包含する。されば法的原則は、國民の爲に何の利益をも、實現しえない様な法も、之をその中に包攝することになる。然し法は常に國民の利益を目指してゐなければならぬ。若し法がこの點 (目的) に於いて缺けてゐるならば法は存在しないことになると同時に又、それは理念に迄上昇するといふ性質を缺くことになる。尙法的原則たるがためには、それはそれ自ら行はれる一の秩序が存在せなければならぬ。即ち法は効力を有せなければならず、従て最高の強制權力が國家にとつて固有であるが如く法にも亦之を必要とする。而て之等總てのものは前に掲げた法の定義に説明された如く、全く法の本質を爲す必須的要素である。「法は最高の強制權力を有し、全體の福祉を目的とする國民に關する秩序である」といふ定義は、法の理念・概念・効力を包括して法の本質を表現する法的原則と稱することが出来る。(完)

狩獵民族と奴隸制度 (承前)

— 奴隸制度存立の經濟的條件に關する若干の考察(一) —

講師 辰 巳 經 世

三

前稿末尾で一言せる如く、Nieboer は、その生活狀態が、人類學的諸述作乃至諸報道に依つて明確ならしめられて居るところの、非常に多くの現存未開民族——嚴密に言ふならば、三百三十八民族(この場合民族といふ語は必ずしも正確な意味で用ひられて居るとは言ひ得ないが)を、世界の凡ゆる地域から擧げ來り、それらを前述せる各段階若くは各種別に分類して、その研索を進めて居る。先づ狩獵民族——その中には漁撈民族をも含むこと前例の通り——に屬するものが、その中八十八種族にして、これらの中奴隸を保有するもの僅かに十八種族、残りの七十種族は、その間に奴隸制度を見出し得ざるものである。結局狩獵民族の間に於ては、大體に於て奴隸制度は存在せず、その存在は寧ろ例外的場合であることが明かとなる。而してこの事實は、多くの論者が主張する如く、この段階の經濟的特質が、奴隸制度を存在せしめる條件を缺くといふ結論が正しいといふことを、一應肯定せしむるに足ると言ひ得る。ただ然しながらよし極めて僅少なる例外的場合に過ぎないにせよ、兎も角もこの種の段階に若干奴隸を保有するものがあるといふ事實は、又右の結論を絶對的なものと斷定する上に於て、何らかの問題を残すものでもあり得る。然しこの問題の解明は暫く後頁に譲り、何故狩獵民族は、一般に奴隸を所有しないかの問題の解明から出發しやう。

極めて稀には、當該民族がより有力なる諸民族の間に介在し、その力關係から、即ち奴隸制度存立の強權的條件を缺くといふことから、説明され得る場合もある。然しかくの如き事實は、未だ以て、狩獵民族の間に何故奴隸制度が存在しないかの問題を説く上に、一般的には役立たない。蓋し、寧ろ大多數の場合、かくの如き強權的條件に缺くところなきに拘らず、尙ほ彼らの間に奴隸を見出さないからであるより一般的理由としては、『産業的活動の缺除の故に、奴隸制度は殆ど無用であり、且つ事實、獲物が不充足である場合には(彼らを所有することは……筆者)彼

らに供する食料に對して引合はなし』(1)と云ふ Spencer の見解の如きが擧げられ得る。だがこのことのみを唯一の原因と見ることが誤りであることは Dawson に依る西部ヴィクトリア土人の(2)及び Man に依るアンダマン島土人の(3)各生活狀態の叙述等に依つて明かである。即ち兩場合とも、酋長及びその家族が、若い同族員中の可なりに多くの男女を、彼ら自身の生活資料調達及び各種の用を辨せしめんがために専ら使役して居る程に、食物が豊富であるが、然もこれらの被使役者は、決して奴隸ではないのである。加ふるに、かくの如き事例は、決して稀でなく、Ainu, Bushman, Fuegians 等(4)極めて頻繁に見られ得るのである。

- (1) Spencer, H., Industrial Institutions, p. 459
- (2) Dawson, J., Australian aborigines, p. 5.
- (3) Nan, E. H., The aboriginal inhabitants of the Andaman Islands, p. 109.
- (4) Westermarck, E., The history of human marriage, pp. 390, 391

一定の見地から、奴隸を二種に分ち得る。Nieboer はそれを部族外よりの奴隸(extratribal slavery) 及び部族内よりの奴隸(intratribal slavery) と呼んで居る。前者は征服或は掠擄に依つて他部族より獲得せるものであり、後者は債務奴隸又は罪罰奴隸の如く、本來自己が屬する同一部族内に於て、或者が他の者の奴隸たらしめらるる場合の謂である。先づ部族外よりの奴隸の場合を想定せんか、かくの如き奴隸の保有が狩獵民族に取つて、極めて困難若くは不可能であることは明かである。何となれば、狩獵生活は一般に、同時に流轉生活である。狩獵民族は獲物を得んがために、一般に、非常に廣大な地域を馳け廻らなければならぬ。この生活様式は一方に於ては彼らをして、所有奴隸の逃亡を監視することを、極めて困難ならしめると同時に、他方に於て、奴隸たちに取つて、逃走を極めて容易なるものたらしめ、且つその機會を極めて頻繁ならしめる。而も奴隸が當該民族の主たる生産領域たる、狩獵に使役せられて居ると想定するならば、この兩方面に於ける事實は、一層甚だしく顯著である。以上のことは extratribal slavery の關する限り、それが狩獵民族の間に成立し得ざることを、主要なる一般的原因であると言つて差支ないであらう。

だが、この種の段階に在る民族に於て、部族外よりの奴隸が保有され得ないことの一般的理由として Nieboer に依り今一つの事實が擧げられて居る。そは、この段階に於ける民族が極めて小さいといふことである。R. Hildebrand がその著 "Recht und sitte auf den primitiven wirtschaftlichen Kulturstufen" (pp. 1, 2) に於て、又 Sutherland が "The Origin and growth of the moral instinct" (p. 360) に於て、それぞれ諸例證を擧げて述べて居る如く、この種民族の一部族の屬員は、最も多い場

合でも、三百人位を出でない。かくの如き狭小なる組織が、他部族より獲來れる奴隷に對して行使し得べき強制力が言ふに足りないものでしかあり得ないことは明かであらう。即ち、一面極めて少數の異部族奴隷をその内に包容することすら、奴隷保有部族に取つて不斷の危険を意味するのみならず、他面かくの如き狭小なる部族的支配圏から、逃脱し去ることは、常に奴隷に取つて容易なことだからである。

註 社會的生產方法——それは自身社會的生產力の一定段階に相應するものである——が一定である時、それに相應する社會的生產關係が成立するといふ歴史の觀方を、筆者は一定の理由から承認するものであるが、この觀方を以てすれば、Nebelooer が擧げて居る右の二様の一般的理由は、寧ろ容易に一元的原因に歸し得るであらう。

狩獵民族の流轉的生活様式は、然しながら intratribal slavery の存在を妨ぐるものでなく、又この種の奴隷制度は、部族集團の狭小といふことも、必ずしも兩立し得ざるものではない。従つて、この種の奴隷制度が狩獵民族内に、一般に存在せざる事實は、尙ほ別個の原因から説明されなければならぬ。吾々は先づ次の如き事實から出發しなければならぬ。即ちこの段階に於て、既に一般に、男女間に明白な分業が成立して居る。だから、部族内奴隷が、男子專業範圍に於て使役され得るか、及び女子專業範圍に入り込み得るか否かを、考察することに依つて問題は明か否となる(註)。

註 この場合注意を要することは、奴隷制度が或程度以上に發展して居る場合には、自由民(男女何れを問はず)とは全然異なる奴隷特有の生産領域が屢々存在し得るといふから吾々が今問題とし居る段階に於ても、男女の各專業範圍以外に、奴隷のみ與へられたる第三の專業範圍があり得ると考へてはならぬことである。その發生當初に在つては、奴隷は先づ既に存在する生産領域に於てのみ、即ち自由民が携れる生産領域に於てのみ使役されるに過ぎない。社會生活の諸特質が比較的高度に發達して居る場合と雖も、凡ゆる社會制度は成育するものであつて、創造せらるることは稀である。

併て、一般に狩獵民族の間に於ける男子の生産領域は(特殊の場合たる戦争以外)ただ狩獵のみである。然るに、この狩獵たる、一般に drudgery でなくて、寧ろ sport である。かくの如き斷定を基礎づくべき資料は、彼らの生活を描ける、殆ど凡ゆる述作から引き出され得る。何らかの獲物を認めた場合、彼らは文字通り脇目も振らずそれに突進し、全精力を打ち込んでその獲得に努力する。加之、狩獵に當つて勇敢であり、有能である者は、この段階に在る殆どどの民族に於ても、恰も好戦民族の間に於て、戰場で大功を贏ち得る戦士と同様の尊敬と名譽とを、他の全部族員から捧げらるる。例へば Tanner の Ottawa に關する(1) Bonwick の Tasmanian に關する(2) Blumentritt の Dumagas に關する(3) Jones の Ojibway

に關する(4) Dawson の Western Victorians に關する(5)等々、極めて多くの報道が、何れも一樣にこの事實を傳へて居る。狩獵に於ける最有能者は、最も美しき、若くは最も多くの妻を有つことが出来、反對に無能者は何れの意味に於ても貧乏籤を引かなければならない。上述の事實から、一面、何らかの事情に依り一般部族員の權利を剝奪せられたる人間が、人々の全精力を奪ふに足るが如き興味ある仕事に従事せしめらるるといふが如きことのあり得ないのは明かであり、他面、狩獵領域に於て相當に役立ち得る如き者が(それはその程度に於て全部族員から尊重せられ、名譽を捧げらるる者なるが故に)奴隷に貶黜せらるるが如きことのないのも明かであり、更に又、狩獵に於て何の役割も演じ得ない無能者を、その仕事に携らしむるといふこともあり得ないのである。同様のことは、既に述べたる extratribal slavery の場合にも妥當する。

- (1) Tanner, J., Denkwürdigkeiten über seinen dreissigjährigen Aufenthalt unter den Indianern Nord-Amerika's, p. 112.
- (2) Bonwick, Daily life and origin of the Tasmanians, p. 62.
- (3) Blumentritt, F., Beiträge zur Kenntnis der Negritos, p. 65.
- (4) Jones, P., History of the Ojibway Indians, pp. 79, 80.
- (5) Dawson, J., Australian aborigines, p. 35.

狩獵民族に於ける婦人の主要職分は、『小屋を建て、薪水を探り、根菜その他これに類する食物を蒐め、籠を作り、食物を調理し、子供の世話をする等』である(1)奴隷をこの種の生産領域に使役するとせんか、第一に、この場合にも亦、流轉的生活様式やその仕事の特質は、同様に彼らの逃脱を極めて容易ならしむるものであり殊に有力な男子が悉く狩獵のために駆け廻つて居るとすれば、尙ほ更さうである。加ふるに、男子たちは、その妻たち(この種の段階に在つては一般に男子から賤視されて居る)の利益のためだけに、苦勞して奴隷を保有することを好まないであらう。更に吾々は、かくの如き小部族は、狩獵及び戦争のために有能なる男子を著しく必要とするが故に、比較的有能なる子供(奴隷の監視に役立つやうな)は、夙くから、妻たちの手許に残さないで、その方面に連れて行くといふことを考慮に入れなければならない。而して最後に、戦争が頻繁に行はるる場合には(事實この種の民族の間に於ては一般にさうである)婦人たちですら、動もすると手足纏ひとして棄て去られるのであるから、況んや奴隷たちは直ぐ遺棄せられるであらう。

- (1) Dawson, J., Australian Aborigines, p. 37.

以上の諸理由から、婦人の專業範圍に於て使役せらるる男子が存在し得るのは、ただその部族が平和なる環境に住んで居るが、その諸隣族よりも決定的に優越せる

勢力を保つて居り、それらに對して何ら脅威を感じる必要のない場合に限らる。例へば Crantz の語るところに従へば、幼年時に母親が餘り甘やかしたために、航行し得ざる Greenlander の若者は、この民族は漁撈民族である(他の部族員たちに依つて)恰も下僕の如く使役せられ、その習熟せる婦人向の仕事に當てがはれる(1)。Boas に従へば Central Eskimos の間では、『狩獵に従事し得ない不具者は、婦人と同一種類の仕事に携はる』(2)。Tanner も亦、婦人と全く同様に振舞ひ、而も他の同部族員に依つて妻(男色)として所有せられて居る Ojibway 男子のことを報じて居る。彼は終生婦人と同様の仕事に従事して居る。而して Tanner に従へば、かういふ男は到るところの Indian の部族に於て見られ、一般に Agokwa と呼ばれて居る(3)。以上のどの場合に於ても、婦人の仕事に従事して居るこれらの男子が奴隸でないことは明かである。だがこの種の民族——平和的環境に在るか、決定的に有力にして隣族の脅威を感じないところの民族——に於て、若し婦人の專業範圍が、多々益々多くの勞働者を欲求するならば、かくの如き場合には、よしそれが極めて例外的な場合に過ぎないにせよ、或る程度の奴隸制度の存在は可能である。但し、この點は次節の狩獵民族内に於て奴隸の見られ得る若干の場合と關聯して、更めて考察することとする。以上に於て、狩獵段階に在る民族内では、extraterritorial slavery も、intra-tribal slavery も、共に大多數の場合存在し得ない理由が、略々充分に説明され得たと思ふ。

- (1) Crantz, D., Historie van Groenland, I pp. 185, 211, 215.
- (2) Boas F., The Central Eskimo, p. 580.
- (3) Tanner, *ibid.*, p. 98.

四

前節に於て取扱つたところの、奴隸制度の存在を妨ぐる諸原因が、狩獵民族(狹義の)に對する程、漁撈民族に對して妥當するものでないことは、多言を要せずして明かであらう。第一に漁撈民族は、必しも狩獵民族の如く流轉生活を營まなければならぬと限らず、かくて、定住生活が一般的である場合には、成し遂げられなければならぬ家内の業務もより多くあり、奴隸もさう容易くは逃亡し得ない。加之、主人が奴隸を自分と同じ舟に乗せて、適宜これを監視しながら働かせることも困難でなく、殊に、舟を槽ぐことは、假令かのローマで屢々見られた如き船艘奴隸と輕々しく同一視してはならぬにしても、寧ろ非自由勞働者の仕事として適當ですらある。以上の理由から、廣い意味の狩獵民族を更に狹義のそれと漁撈民族とに分類し、既に擧げた奴隸所有部族及び非所有部族の中に、それぞれ上記二種民族幾程

を包含して居るかを檢することは、この際當面の問題を解く上に極めて便利である。ただ厄介なことには、例へば、オーストラリアの若干部族に見る如く、著しく果實根莖、草葉等を食用に當て、而も同時に、陸上の小動物や、小兩棲動物、小魚等をも食用にして居る部族は、嚴密に、狩獵民族とも漁撈民族とも決め難い。だが、Nioboer は、この種の部族が定住生活、奴隸勞働の監督の容易、舟槽ぎの如き奴隸に適せる仕事等、吾々の目的から抽出せられたる漁撈民族の特徴を缺除して居るといふ理由から、暫定的にこれらを狩獵民族に包含せしめて居る。

備て、既に述べたる如く、廣義の八十八狩獵民族の中十八部族が奴隸所有部族であるが、この中更に狹義の狩獵民族は、僅かに五個に過ぎないで、殘餘の十五民族ふところの漁撈民族である。又七十の非奴隸所有部族中、漁撈民族は漸く十五に過ぎず、殘餘の五十五が狹義の狩獵民族である。結局狹義の狩獵民族の中では謂奴隸を所有するものは、六十民族中の五民族、即ち僅かに八%餘であるが、漁撈民族に至つては、二十八民族中の十三民族、即ち四十六%餘の多きに達して居る。

(2) 以上の觀察を以てしても、狩獵民族は奴隸制度に極めて不適合であるが、漁撈民族に在つては必ずしもさうでないことが伺はれる。然し尙ほ問題が残る、即ち何故若干の狩獵民族が、よし極めて例外的であるにせよ、奴隸を所有して居り、又漁撈民族の間に於て、これを有するものと有せざるものとが、略々平等に分たれて居るかといふことである。

- (1) ただ一つ例外がある。それは Chepeyans であつて、Bancroft (p. 118) はこの民族に關して、『彼らの食物は、主として漁類と馴鹿とであり、後者は良を用ひて容易に獲ることができ………漁類は彼らの居住地の湖水や河川に極めて豊富である』と述べて居る。この民族は如何なる方に入れてよいか判らな。

(2) Nioboer はここで、五狩獵民族と十四漁撈民族が奴隸を有し、五十四狩獵民族と十五漁撈民族がこれを有せず、従つて、狩獵民族の八%二分の一、漁撈民族の四十八%が、それぞれ奴隸を所有すると計算して居る。だが、かくては、彼が前に擧げた所有十八、非所有七十と勘定が合はず、十九と六十九と成つて来る。どういふところに間違があるか判らな

いが、暫く筆者自身の計算を掲げて置く。

ところで、特に吾々の注目に値することは、右の奴隸所有部族の大部分 (Abipones, Tehuelches, Kamchadales を除く) が、何れも大體同一なる條件の下に、即ちベーリング海峡からカリフォルニアの北境に至るまでの、太平洋沿岸に居住して居るといふことである。そこで、吾々は總てこれらの諸部族の間に、奴隸制度が存在するといふことは、略々同様の原因に基くものと想像してよいであらう。従つて、これらの諸部族の經濟生活を研究するならば、吾々は恐らくその原因を發見し得るのであ

らう。同時に、右の例外三部族に就ても、彼らの間に奴隷制度が存在する理由も亦同様であるか、或は特別の原因に基くものであるかも、この考察過程に於て明かとなるであらう。因に、これら大太平洋沿岸の奴隷所有部族名を具體的に擧げるならば次の如くである。Aleuts, Athka aleuts, Koniagas, Tinkits, Haidas, Tsimshian, Kwakiutl, Bilballas, Ahts, Puget Sound 附近居住部族・Fish Indians, Taculies, Anas, Similkameen, Chinooks. 北米大太平洋沿岸に於て、奴隷制度の存在に好都合と考へられる諸状況を擧げると左の如くである。

第一、食物が豊富であるといふこと。例へば、Aleuts は干魚の一番好い部分だけ喰へて、他は皆捨ててしまふ(1)。Haidas は、獲物が豊富であるに拘らず狩獵をしない。彼らは食物を無限に豊富な漁類から得て居る(2)。Taculies は『極めて僅かの努力で食物を獲ることが出来る』(3)。Puget Sound Indians に關しても、『大洋、河流及び森林に於ける極めて豊富なる自然性食物』のことが報せられて居る(4)。Tinkits は、彼らの食物を得るのに大した辛勞を要しなす、干潮時には、無数の水中動物が干潟に残つて居り、彼らは苦もなくこれらを蒐め得る(5)。Kane の語るところに従へば、『鮭が、コロムビア河下流の Indians に依り、殆ど唯一の食料として用ひられる、二個月の漁業は、優に一年間の彼らの生活を支ふるに足る』(6)。その他大太平洋沿岸に住む諸部族に關して、同様の報道に接すること多く、又特にこの種の報道を缺く場合と雖も、何れも定住生活を營み、且つ比較的大集團をなして居る事實から、同様の状況を推測してよゝであらう。これらの場合労働の生産力は、労働者の直接消費の欲求を充すに必要とするよりも、遙に多くのものを生産することを得るが故に、一者に依る他者の勞働搾取——奴隷制度の主要特質——が従つて可能である。

- (1) Weniaminow, Charakterzüge der Aleuten, p. 214.
 - (2) Bancroft, H. H., The native races of the Pacific States of North America, Vol. I. Wild tribes, p. 161.
 - (3) Ibid., p. 122.
 - (4) Ibid., p. 213.
 - (5) Hohnberg, H. J., Ethnographische Skizzen über die Völker des russischen Amerika, I. pp. 17, 22.
 - (6) Kane, Paul, Wanderings of an artist among the Indians of North America, p. 314.
- 第二、これらの諸部族の大部分が主として漁業に依り生活して居ること(この種の生活様式が奴隷制度の存在を可能ならしむる理由は既に述べた)。加之、食物の種類が極めて多様である。例へば、Koniagas は、鮭、鱒、鯨、海豹、鹿、馴鹿、水禽、

等々を捕へて食用に供する(1)。Tinkits は魚や種々の獸肉や、種々の植物、貝類等を食する(2)。Haidas は豊富な獲物(狩獵に依る)や魚類を有するが、尙ほ鳥類や各種の植物性食物をも食する(3)。Ahts は魚類、根莖、漿果類等を食し、又鹿狩をもする(4)。Taculies は魚類(主として鮭)、若草、漿果、小動物を常食とする(5)等々。その他の各部族も大同小異である。だが、單に食物の種類が多しといふことは、そのみでは吾々の問題解決に大して役立ちはしない。蓋し Australians にしても、極めて雑多なものを食用に供して居り、だがそれが豊富でないといふに過ぎないからである。然しこのことは、他の諸條件と結合して、これらの諸部族が奴隷を所有することを可能ならしむるに役立つて居るのである。即ち、多様な食物が獲られ得る場合には、それらの一種若くは數種を獲得することが、奴隷に課すべき仕事に適はしいものであり得る機會が多いのである。

- (1) Brown, Robert, The adventures of John Jewitt, pp. 76-78.
- (2) Krause, A., Die Tinkit-Indianer, pp. 155, 159, 181.
- (3) Bancroft, pp. 161-163.
- (4) Spoot, J. M., Scenes and Studies of Savage Life, pp. 53-89.
- (5) Bancroft, p. 123.

第三 彼らは一般に、定着住居を有し、且つ比較的大なる集團をなして生活して居る。かくの如きことが可能であるのは、彼らが冬季使用のために食物を蓄積し得るからである。例へば Koniagas は『二種類の家を建てて居る、一は大きくて冬季の村落住居に當て、他は夏季の狩獵用の小屋である。前者は甚だ大きくして三四家族を收容するに足る』。彼らは又 Kashim と稱する公會堂の如きものを有つて居るが、それは『彼らの居住に適するやうに建てられて居り、三四百人の人が居住するに足る』。夏季中、非常に多くの魚が乾燥せられ、冬季の食用として家屋内に貯藏せられる(1)。Tinkits も冬季中、村落の堅固に建造せる家屋に住んで居るが、大きい家になると三十人位の人數が居住し得る。彼らも亦冬季使用のために、鮭、鱒、獸肉等を干して置く(2)。Haida の住居も、大體 Tinkits のものと同様であるが、それよりもつと大きくもつと立派である。『魚を漁ると、それを婦人たちの所へ運び、それを干して冬季使用のために貯藏するのが彼女らの仕事である』(3)。Puget 海峽附近の住民は、實に堅固で立派な家屋を有つて居る。『その或ものは長さ百呎に餘り、その中に非常に多くの部屋があつて、随分多くの家族が住んで居り』(4)。ちよつと Fourier の Palange を想はせるものがある。Taculies も毎年冬季は村落生活をなし、四月になると湖水に行つて小魚を漁り、その收穫が思はしくなければ

(以下十七頁(續))

學 內 報

昭和四年度卒業修業及進級試験日割

部 科	授業終了	試験期間
學部各科第三學年	一月六日	自二月一日至同二十二日
專門部各科第三學年	二月一日	自二月八日至同二十四日
學部各科第一、二學年	二月廿三日	自三月一日至同十五日
大學豫科第三學年	二月八日	自二月十四日至同二十二日
同 第一、二學年	二月廿三日	自三月一日至同十日
專門部各科第二學年	二月八日	自二月十七日至三月十三日

晝間專門部設置

今回本學專門部に新に晝間專門部を設置すべく、學則變更認可申請中で、認可指令をまつて、來る四月新學年度より開講することとし、夜間部と共に各科第一學年の募集に着手することとなつた。因に從來の夜間部を第二部、新設の晝間部を第一部と稱し、第一部は法律學科、經濟學科、商業學科の三學科である。

昭和五年度學生募集

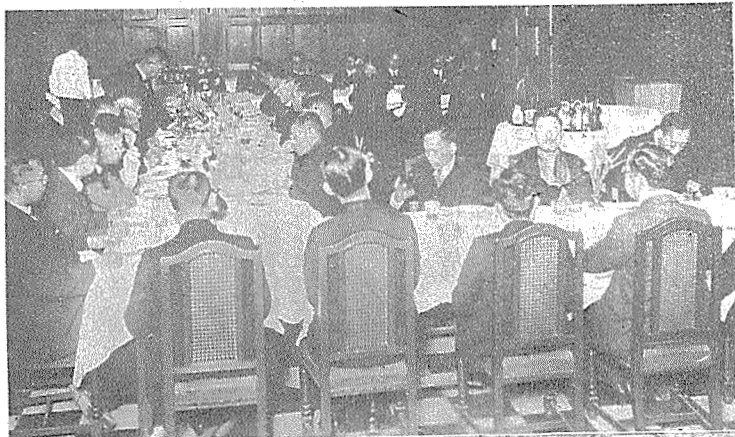
昭和五年度新學年度學生左記の通り募集する。

學部各科第一學年
出願期間—三月一日より四月六日まで

試験期日—四月七日(學科試験) 八日(人物試問、體格検査)
試験科目—(A)語學(英文和譯、佛文和譯、獨文和譯の内一を選択)
B)論文

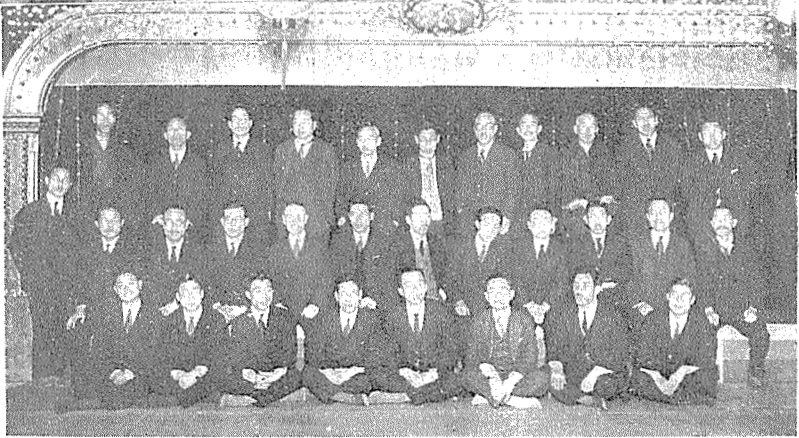
試験場所—千里山學舎
入學許可者發表—四月十日(書面通知)

大學豫科第一學年
出願期間—二月十五日より四月三日まで
試験期日—四月四日及五日
試験科目—(A)英語(英文和譯、和文英語)



(B) 國語(作文)
但し佛語又は獨語を選択することを得

(C) 數學(代數)
但し商業算術を選択することを得
試験場所—千里山學舎



會親懇員職教校學業商二第 (下) 會親懇員職教山里千 (上)

入學許可者發表—四月八日(書面通知)
募集人員—四〇〇人
專門部各部各學科第一學年
出願期間—二月二十日より三月三十一日迄
試驗科目

第一部本科—英語(英文和譯)、作文、人物試問、體格検査
第二部本科—英語(英文和譯)、作文、人

物試問
第二部別科—英語(英文和譯)、作文、國語、漢文、數學(算術、代數)、人物試問
試驗期日
第一部本科第二部別科—四月二日及四日
第二部本科—四月二日
試驗場所—天六學舎
入學許可者發表—四月十日午後四時專門部生徒控室に掲示す

實業教員免許狀下附

實業學校教員無試驗規定に依り、今般左記の通り教員免許狀を下附された。

商事要項、簿記

- 嵐 勝 藏 (昭二專商)
- 大西典次郎 (昭三專商)
- 濱名 嚴 夫 (昭四專商)
- 開田 太 郎 (昭四專商)
- 鷹 羽 重 一 (昭四專商)
- 野 田 重 雄 (昭四專商)
- 松 本 正 俊 (昭四專商)
- 杉 本 利 雄 (昭四專商)
- 鈴木 眞 一 (昭四專商)

簿 記

- 是枝規矩哉 (大一五專商)
- 中井善太郎 (昭四專商)

高等試驗合格者

本學關係者中昭和四年度高等試驗に合格せし者左記の通りである。

- 高等試驗行政科合格
- 高見 三 郎 (昭四專法)
 - 矢 能 巖 (昭三專法)
 - 福原政二郎 (昭三專法)

高等試験司法科合格

- 井上松治郎 (大一大法)
- 加藤 外次 (昭四大法)
- 吉橋 鐸美 (大法二在學)
- 植松忠次郎 (大三法)
- 福原政二郎 (昭三專法)
- 藤野 四郎 (昭二專法)
- 喜島秀太郎 (昭三大法)
- 南 清 (昭三專法)
- 柴田登喜次 (大一一法)
- 久井 忠雄 (大法二在學)
- 森本 正雄 (昭四專法)

岩崎教授京都帝大講師に囑任

本學教授岩崎卯一氏は、今般京都帝大文學部教授會の推薦により同學昭和五年度の社會學特殊講座を擔任することとなつた。講義題目は「獨佛社會學的主流」で、同講座の前期擔任に屬し、その後期は法學博士三浦新七氏が擔任せられる筈である。

千里山教職員懇親會

恒例の千里山教職員懇親會は、舊臘十三日午後五時半より大ビル俱樂部に於て開催、出席者左の通りである。

- 岩崎卯一、飯田正一、泉井久之助、原田鹿太郎、仁保龜松、西村信雄、本莊鉄次郎、豐岡佐一郎、大坪一、大山彦一、賀來俊一、加藤金次郎、河村信一、賀屋俊雄、金井正夫、吉田一枝、武田省三、田邊信太郎、高橋盛孝、武内鼎一、瀧川規一、田川七郎、内藤正剛、中村鄧次郎、村上喜貞、野村次夫、野口正造、矢口孝次郎、矢島彪、山内六郎、山田松太郎、増山忠次、正井敬次、松崎義盛、藤澤章次郎、古川武、小泉幸治、

齋藤常三郎、喜多村桂一郎、木村禎橋、木村健助、水谷揆一、平井淳一郎、森下政一、砂川雄峻以上諸氏。

中村留學生歸朝

本學留學生として主として巴里に於て地理學研究の中村良之助氏はシベリア經由、一月二十四日午後七時十八分大阪驛着列車にて歸朝した。

動 靜

遠藤銀氏(學報課員)は、杉本信雄氏夫妻の媒妁により、矢部松太郎氏次女鶴枝嬢と婚約調ひ、二月五日華燭の典を擧ぐ。(神屋嚴記)

住 所 移 動

中谷敬壽氏(教授)左記に轉居。
京都市左京區下鴨北園町八三
内多精一氏(教授)左記に轉居。
京都市上京區小山大野町五
廣澤政太郎氏(庶務課員)左記に轉居。
東成區東小橋北之町二丁目一七

井上虎治氏逝去

本學評議員井上虎治氏は、豫て神奈川縣長岡町玄柳莊にて靜養中のところ客臘二十九日逝去せられた。告別式は一月六日午後二時より大阪市住吉區阿部野筋の本邸に於て營まれ、本學よりは田川庶務主任參列し哀弔の意を表した。

千里山學友會決算報告

千里山學友會昭和四年度の收支決算は次表の通りである。

經常費之部

收 入

區 分	金額	摘 要
前年度ヨリ繰越金	六六・九三	
第三學期分會費	四五〇・〇〇	
第一學期分會費	六五五・〇〇	
第二學期分會費	七七五・〇〇	
新聞部廣告料	三三・六九	
現金利息	六〇・九九	
計 金	一九四七・〇六	
區 分	金額	摘 要
前年度ヨリ繰越金	二、四五五・六五	
新入生入會金	二、〇五〇・〇〇	
銀行利息	五九・三三	
計 金	四、五〇二・九八	次年度へ繰越
支 出		
庭球部	一、〇四・四五	
陸上競技部	一、四三・六五	
ア式蹴球部	一、二二・七三	
ラ式蹴球部	一、〇七・六六	
劍道部	一、〇五九・〇〇	
柔道部	一、三〇〇・〇〇	
拳闘部	一、五三・六五	
水泳部	四六七・六五	
馬術部	四七〇・〇〇	
射撃部	一、五三・六三	
漕艇部	六三三・〇〇	
山岳部	一、五〇・六〇	
辯論部	一、三〇〇・〇〇	
新聞部	一、三三・三三	
大學祭費用	一、〇〇〇・〇〇	
帳簿印鑑其他	三六・三三	
特別積立金	二、五〇〇・〇〇	
計 金	一六、二五七・六八	
差引 殘金	一、二四五・三〇	次年度へ繰越

(十六頁ヨリ續ク)
ば、村に歸つて、豫て用意して置いた干魚や、漿果や、草類で生活する(5)。 Ahis は戦争の場合には、五〇〇乃至一〇〇〇人の軍隊を動因し得るやうな有力な部族であるが、各種の魚類を冬季食用のために、干燥貯藏するを常として居る(6)。その他の諸部族に於ても、この種の生活様式は、略々同様である。この種の條件は奴隸制度の發達に著しく好都合である。定住生活は、奴隸の逃亡を困難ならしめる。大集團をなして住んで居るといふことは、自由民たちの間に高度なる組織を齎し、従つて奴隸に對する強固なる強制力の存在を可能ならしむる。更に、食物の貯藏は、餘剩労働を必要とし、且つこの種の労働は奴隸をなさしむるに恰好である。蓋しそは多く多くの熟練を必要とせず、主として家の内部若しくは附近でなされるが故に、その監視も亦容易なるを以てである。

(1) Bancroft, pp. 74-75; Holmberg, I, p. 90.
(2) Krause, pp. 123, 155.
(3) Bancroft, p. 104; Holmberg, I pp. 22, 24.
(4) Bancroft, pp. 211-213.
(5) Ibid., p. 123.
(6) Brown, Adventures of John Jewitt, pp. 132, 134, 151.

校友彙報

姫路支部在學生姫路會

聯合新年總會

母校學園の發展に凡ゆる努力と活動をづづつある我が姫路支部にては、在學生姫路會と提携し、一月十一日午後五時より姫路驛前通り荒木本店樓上大廣間に於て新年總會を開催した。折から飛雪紛々たるにもかゝらず遠近より多數參集就中學校側より學長代理として教務主任木戸卯之助氏の列席を得たるは一同感激するところであつた。

定刻支部長小段信雄氏起つて本會開催の主旨及び將來の抱負を語つて挨拶に代へ次で木戸氏は學園の近狀及び將來の隆昌は實に校友諸氏に俟つ所頗る大なるものあり宜敷御後援を乞ふと述べられ、更に本會の如き地方校友と在學生の提携により地方的に學園の勢力を伸張しつゝある現狀を目前にした事は大いに意を強くすると意義ある本會を讃稱せられ、次で校友縣會議員五十川直市氏、大阪朝日新聞社姫路通信部記者中島禹一氏、松田氏永井氏を始め長谷川、蔭山、中田、小林、船曳、三原の諸氏交々起ち、在學生山本克己、前川熊雄の兩君は姫路會創立の趣旨並に先輩諸氏の指導後援を切望する旨語り、宴は益々酣に時の過ぐるを知らず、一同歡を盡して午後十時母校の萬歳を三唱し、木戸教務主任、五十川縣議、小段

支部長を胸上げし、此のクライマックスに達したる時學園發展に資する爲、今春櫻花の候、關大擴張基金大募集「大音楽會」と「映畫の夕」開催を決議し、記念撮影を終り十一時盛會裡に散會した。因に當日の出席者は左の通りである。

學校側 學長代理木戸卯之助氏



校友會姫路支部在學生會聯合總會

新聞社側 大阪朝日新聞中島禹一氏
大阪毎日新聞竹内和雄氏

校友側 五十川直市、長谷川安治、中田秀次、松田一、船曳俊雄、蔭山常一、小林茂樹、小段信雄、永井嘉吉、三原新三郎

在學生側 (大法)山本克己(大法)前川熊雄 (大政)松村勘次(大政)阿佐美久雄
——小段信雄氏寄——

動靜

瀧石政次郎氏(推) 今治區裁判所檢事
より山口區裁判所檢事に轉任。
渥美孫吉氏(大二三專法) 濱松區裁判所を辭し、濱松高等工業學校教務課に勤務。

中村簡吉氏(大二三專經) 東京火災保險會社名古屋支店に轉勤。

井上全治氏(大三四專商) ライオングレン石油會社を辭し大連市、大連汽船會社に入社。
福西新右衛門氏(大五大法) 松江地方裁判所豫備檢事より愛媛縣宇和島區裁判所兼松山地方裁判所宇和島支部檢事に轉任。

水島有年氏(大五五大商) 昭和四年十二月四日、岡山縣立津山高女出身島取貞子嬢と華燭の典を舉ぐ。

壹島權六氏(昭二專法) 明石警察署に勤務住所は兵庫縣明石郡垂水町 山田字金作一五八四ノ四

伊崎義雄氏(昭二專經) 門司合同運送會社より博多合同運送會社に轉勤。

吉永 登氏(昭二專文) 文部省中等教員檢定試験國語科に合格した。

糸賀孝治郎氏(昭三專法) 大阪市水道部に入る。

永岡龍三郎氏(昭三專法) 大阪電氣軌道會社燈力課に勤務。
野口茂樹氏(昭四大法) 門司鐵道局門司驛に勤務、住所は下關市田中町一〇五。

青木太郎氏(昭四專法) 歩兵第二十一聯隊に入營。
田尻清一氏(昭四專商) 大阪市北區會根橋國民報社大阪支社に入社。

住所移動
寺門信秀(大三專商) 大阪市西淀川區佃町一九九ノ一

泉 浩三郎(大二專經) 北區東野田町九丁目

田中喜久次郎(大二專商) 神戸市中山手通七丁目番外五四

淵上 又(大二三專法) 東成區片江町四八〇
楠田寅三(大三四專法) 東成區鶴橋南之町二丁目三三三、楠田方

富田英雄(大三四專經) 名古屋市南區熱田東町三本松一
杉浦敏雄(大三四專經) 西區新町通四丁目三六、人見堂方

丹羽英夫(大五大法) 兵庫縣武庫郡今津町字浦風七三
安富敬作(大五專法) 北區會根崎上二丁目二一

高原孝吉(大五專法) 島根縣簸川郡今市町七野吉之助(大五專法) 岸和田市筋海町六七
西村徳治(大五專經) 住吉區南田邊西ノ町一六(昭和園)

木下光雄(大五專經) 東京府下大森町一七六
竹中治三郎(大五專商) 東成區今福町榎並通三五三、京野方

大塚魯一(昭二大經) 福岡市春吉小學校正門通二八四、吉崎方

塚本正一(昭二專法) 神戸市板宿字東所六
和泉盛治(昭二專法) 神戸市石井町二六八
丸川定治郎(昭二專法) 大阪府豐能郡豐中町新免九三

杉本喜一(昭二專經) 西成區西皿池町二七
稻垣鐵五郎(昭二專經) 西宮市常盤町九、舟橋方

入澤俱好(昭三大法) 大阪府三島郡吹田町字濱之堂

松田龍夫(昭三專法) 兵庫縣武庫郡甲東村神祝字東丁田

竹内敏雄(昭三專法) 北區龍田町三、濱方

田仲 實 (昭三專法) 東成區森小路町二〇
 牧野定雄 (昭三專經) 京都市中京區西之京
 水本町二〇

村岡慶喜 (昭三專經) 此花區上福島北三丁
 目一二六、澤野方

仁科豊喜 (昭四專法) 港區泉尾中通四丁目七
 多田政吉 (昭四專法) 住吉區住之江町七五
 富澤信五郎 (昭四專法) 金澤山砲兵第九聯隊
 第二中隊

野田重雄 (昭四專商) 港區音羽町二丁目一
 五、中野方

野田重雄 (昭四專商) 港區音羽町二丁目五
 坂東勇治 (昭四專商) 兵庫縣武庫郡精道村
 打出字谷田二三、富澤方

池田豊次郎 (昭四專商) 住吉區阪南町中一丁
 目四三

杉山實雄 (昭四專商) 住吉區西今川町六ノ
 二六、齋藤方
 舟渡典三松 (昭四專文) 北區善源寺町六丁目
 六〇

改 姓 名

(舊) (新)
 昭二專法 和泉盛治 岡井盛治
 昭三專法 井上甚七 三松甚七
 昭三專法 南 積三郎 西尾積三郎

逝 去

昭和四年十月三十一日逝去
 昭和四年專門部法律學科卒業
 西山倉之助
 (遺族 北區北扇町七八 西山ヨキ)
 右訃音に接し謹んで弔意を表す

學 生 彙 報

皇 陵 崇 敬 會

送別記念例會——本會も昭和第五の輝かし
 き新春を迎へて、愈々隆盛に進みつゝあ
 り會員も亦日々一層の努力を盡して居る



千 里 山 經 濟 學 會

が未だお正月気分も醒めやらぬ去る九日
 には、第二次第十六回例會を森井、川島、
 岩田三兄の卒業を記念すべき例會として
 堺三陵方面に舉行した。
 會する者十五名、午前九時過ぎ阪堺電車
 惠美須町を發し、先づ官幣大社住吉神社

に參拜し益々本會の發展を祈つた。祭神
 は第一殿底筒男命、第二殿中筒男命、第
 三殿表筒男命、第四殿息長帯姫命であつ
 て、此の様な形式は他に類を見ないもの
 である。明治四年官幣大社に列せられた
 附近の史蹟を探りて後、堺に入り會員田
 畑兄の好意により兄宅を訪ふた。それか
 ら暫しの後、第十八代反正天皇百舌鳥耳
 原北陵に拜し徒歩すること三十分にして
 その昔難波に都し給ひし第十六代仁徳天
 皇百舌鳥耳原中陵に參拜し送別記念の撮
 影をなす。帝は民の炊煙を察し給ひて、
 租税を除くこと三年に及び「君は民を以
 て本とす、民の富めるに朕の富めるなり」と
 宣ひ深く民を恤み給ふた事は今更云ふ
 迄もないことである。陵は前方後圓、三
 段に築き、周圍二十五町十間、三重の濠
 を繞らし、内濠最も深く、幅の狭き所三
 十五間、廣き所四十間、面積十四萬餘坪
 であつて、山陵中最も大なるものにして
 世界に於ける第一の墳墓であると言はる
 午後よりは第十七代履中天皇百舌鳥耳原
 南陵に拜し、後、阪和電車にて濱寺に至
 り官幣大社大鳥神社に詣つ。祭神大鳥連
 祖神。古代の建築に就て大に學ぶ所があ
 つた。それから阪堺電車宮ノ下下車、北
 島親房卿並びに同顯家卿をまつる別格官
 幣社阿部野神社に詣る。之で豫定のコー
 スを終へ、本會顧問河村先生の御宅を訪
 ね、多大なる嚮應に預かり會員一同恐縮
 して居る。茲に紙上を通じて厚く御禮を
 申上ぐる次第である。午後五時辭して送
 別會々場たる阪町みつわに至る。定刻よ

り稍々遅れて、如上三兄の送別會に、本
 年度總會、及び新年宴會を兼ねて開催、
 當日は小泉會長を始め河村先生、香坂中
 佐、八木博氏、今西茂樹氏、島津福之助
 氏、並に先輩幸島甫氏、齋藤湊氏等の御
 來會を得て一層意義深く進められ、先づ
 溝邊幹事より卒業諸兄に對する挨拶に續
 いて、本年度の計畫事業に付て打合はせ
 する所あり、小田切幹事の會計報告に次
 で種々の事項を決議し、又本年度幹事の
 改選を行ひ、或は以上諸氏より御懇篤な
 る辭を賜はり一同大に期する所があつた
 會の進むにつれ、他に見得られぬ親睦さ
 を味はつて時の経るを知らず、會員の快
 談を交えて愈々愉快に遂に午後十時に至
 り、記念撮影をなして極めて盛會裡に暮
 を閉じた。
 因に、森井兄には名譽幹事として御指導
 を願ひ、幹事には左の如く改選された。
 溝邊、奥川、丸山、小田切、竹若、平井、稻
 垣、田畑、黒松、出野
 尙當日の出席者は次の通りであつた。
 小泉教授、河村教授、香坂中佐、入木博氏、
 島津福之助氏、今西茂樹氏、幸島甫氏、齋藤
 湊氏、(卒業生) 森井愷吉、川島正也、岩田浩
 太郎の諸兄。
 溝邊文和、中村武一郎、淺見寛二、丸山喜三
 造、小田切西、竹若隆三、藤本武之助、田畑
 誠之助、黒松喜洲、出野明、加藤巖、奥川武
 郎。
 第二次第十七回例會——一月廿五日(土曜)
 往古より榮えし生駒山東麓の地に舉行、
 一行八名は、午後二時廿七分天王寺驛發
 にて王寺に至り、信貴生駒電車に乗換、

山下に下車す、五町の道を歩いて先づ官幣大社龍田神社に詣づ。天御柱命・國御柱命を祀り、崇神帝の御代神教により創建せらる。山下より平群に至り。天武天皇皇孫長屋王御墓、岡宮天皇皇女吉備内親王御墓に拜し記念撮影をなす。次で一分に下車、縣社生駒神社に詣る。夕閣除るに迫り、神々しさ胸に満つ。歩を早めて一分に來りて、生駒に向ひ、午後六時半大軌電車にて一路歸阪の途に就いた。

因に、當日の參加者は左の通り。
河村教授、溝邊文和、中村武一郎、河村信典、川端敬信、岡崎連哉、田畑誠之助、奥川武郎

——奥川君報——

哲 學 會

(一)

本學哲學會は去十月十三日午後三時よりクラブハウスに於て本月の例會を開催した。席上武内省三教授はマックスセラーの *Verstehen* と題されて大要次の如き研究發表をされた。マックスセラーに於ける *Verstehen* についての特徴は意識の層的構造と社會結合の關係との両面より考察してある點である。即ち第一段に於ては、理解に關する従来の學說として類推論、感情移入論を擧げて其の所説の批評から始めてゐる。即兩學說は其の前提を「先づ自我のみが與へられて他我が與へられず、而して他我について知り得るものはその肉體運動のみ」と云ふ點に置く事よりして、結局、他我は自我の類推か

ら投射したるものに過ぎずと考へた。之に對してセラーは、自我が直接に與へられる事はデカルト以來自明な前提であるが、是實に大なる誤りであると説き、論文、自己知識の偶像、又他我については吾々は他我の表現を通じて直ちに意味自體體驗自體に近づくものであつて、其意味の矛盾と、無意味が顯はれたとき、他我を人格的統一なき存在として機械的解釋に入れるのである。(此點 *Person* の影響ヲ早クカラ受ケケル) かゝる意味に於て他我は體験的統一として直ちに理解し得るものであると説いてゐる。第二段に於てはかゝる理解が意識の如何なる層及び社會の如何なる結合關係に於て可能なりやを問ひ、先づ意識の層的構造を四個の層に分ちて之を縷述したる後、*Verstehen* は *Person Zentrum* に於ける作用としての *Liebe* に基き、之に對應する構造は *Liebe Gemeinschaft* である。即ち集團に於ては心理的傳染が、*Lebens-Gemeinschaft* に於ては同一感情が *Gesellschaft* に於ては類推が、各々他我の把握として働くのである。只本當の意味の *Verstehen* は *Liebens Gemeinschaft* に於てのみ可能であると説いてゐる。第三段に於ては、彼の哲學に於て占むる *Verstehen* そのもの、概念の重要さを説き、真理の相對論に反對してゐるのであつて、元來哲學は永遠の真理を求め、而もかゝる真理は只個人を通じてのみ把握せられる。従つて全面的把握は不可能なるが故に哲學は時代や個性によつて色附けられ

る。かゝる主張は即ちデュルタイ等の歴史的相對主義であつて、個人的及時代的に異なるとする真理の相對論であるが、之に對してセラーは、各個人及時代の哲學はそれぞれ一面的たる點に於て勿論興味は異なるが、而し真理を把握してゐると云ふ點に於て悉く真理である。従つて永久



哲 學 會 懇 親 會

眞理(神の國)はかゝる個人によつて部分的に明にされ、而して永久眞理自體即ち神の國は個人の歴史的共同作業によつて實現されて行くのである、此の意味に於て哲學の完成、永久眞理の開明、神の國の實現等は *Gemeinschaftliche Kosmopolitismus* に於可能であり、かゝる場

所こそ *Verstehen* の行はれる世界である更に亦 *Kosmopolitismus* の結合關係は *Das Lebende Verstehen* であり、*Gemeinschaft* に於ける *Verstehen*こそは此の意味に於ける永久眞理の開明、神の國實現の唯一の結合形式であると説いてゐる。要するにマックスセラーの理解なるものは、社會の結合關係として永久眞理の開明と結び付きて哲學的意義を深めてゐると結論された。

ブレンターノの學說より出發したフツサールの現象學がリット、ワルター等によつて純粹なる社會學が樹立されるに至りし中間段階の其基礎として説かれるセラーの學說の重要さは、それ等の諸學者に直接に影響を與へてゐると否とにかゝらず、人間の存在の社會性を凝視しつゝある吾等會員に與ふる意義の重大なる事を汲み取り得た今回の此の研究發表は學究の意味に於て吾々が將來進むべき道の一大指針である。

——杉本君報——

(二)

本學哲學會は去る十二月四日午後三時より哲二教室に於て本月の例會を開催した。席上普守常講師は「ハイデッガーに於ける『*Verstehen*』」と題して大要次の如き研究發表をされた。元來ハイデッガーにあつては「*Verstehen*」の問題を *Fundamentalontologie* と名け「凡ゆる哲學上の存在の問題は、其

の存在を問題とする所の現實存在そのもの、構造によつて基礎付けられてゐる。故に現實存在の存在の構造が先づ以て規定されねばならぬ」かゝる意味を彼は根本存在と呼び、是を手引として存在の問題を解決してゐるのである。

ハイデッガーに於ける現實存在は、その存在に於て存在自身を問題にする所の存在者であるが故に、それは Was ではなく Wer である。Wesen ではなく Existenz である。従つて Ich bin, du bist の形で表はれる。更に言へば、現實存在の根本構造は Das-in-der-Welt-sein である。こゝに於て彼は此の語を二分して、「Welt」及び「in-sein」とを分析的に見る事によつて却つて亦兩者の融合點を見出してゐる。即ち「in-sein」—「Da-sein」は常に「Da」を伴ふ存在であつて、その Da は亦「Befindlichkeit」によつて規定せられる。然るに Befindlichkeit なるものは即ち Verstehen を伴ふものなるが故に、現實存在は「befindlich Verstehenssein」である。Verstehen は Logos によつて Auslegen となり、Logos を通じて公共世界に入ると共に、そこに Welt が見出される。かくの如く論じ来る事によつてそれはやがて Solge の構造を開示し、引つては in der Welt sein の基礎構造にも該当するのである。更に言へば彼は此の Solge の構造から時間性を解釋し眞の sein und zeit の問題を導き出してゐるの——要するに菅先生の所説はデイルタイの Verstehen に對するハイデッガー

のそれが如何に考へられるべきであるかを示された様に思はれる。

今や哲學上の問題はデイルタイ、ブレンターノの心理學的所説よりフツセルの純粹意識の問題、即ち現象學の樹立によつて新しき展開を示し、彼とは不即不離の立場に於けるマックスセラーの學説やハイデッガーの存在論を取扱ふ事によつて新しき色彩を示すに至つた。我國に於て該學界の寵兒として先端を持しつゝある三木清氏、九鬼國造氏等の所説と雖も要するにハイデッガーの學説の研究發表に過ぎないのである。然るに本學哲學科教室に於て兩氏の先鋭的態度とは反對に至極臥龍的に靜なる態度に於て、而も最も新しき是等の問題が取り上げられて眞摯なる研究が續けられてゐる事は、吾等の信頼を益々深からしめ、近き將來の雄飛を期待せしめるものである。

——杉本君報——

懇親會——哲學會では例會に引續き午後六時より千日前いろはに於て懇親會を開催した。關係各教授全部出席あり、頗る盛會を極め、八時過ぎ散會した。

防長會總會

昭和四年十一月二日土曜日午後六時半大阪の中心心齋橋「キタムラ」にて、本年卒業する守田、山下、山崎、河村諸氏の送別會を開催した。先づ本二の紀藤君莊重な語調を以て送別の辭を述べ、卒業生交々立つてこれに答

へ、惜別の情切々なるものがあつた。それより會宴にうつり一同相語り相歌ひ時の過ぐるを忘れて歡を盡した。かくて宴を終え防長會の萬歳を三唱して喜びの中に散會したのは十時過ぎであつた。なほ當日は新町、賀屋、河村の諸先生の列席を辱うし更に先輩國永、三井の兩氏を迎へた事はこの會を如何に意義あらしめたことか、

因みに當日の出席者、左の如し、
新町、賀屋、河村の諸先生、國永、三井、守田、山下、紀藤、兼田、能美、竹内、杉山、壹岐、岡村の諸氏

——竹内君報——

關大映畫研究会

文部省が映畫教育への進出に着手せる今日、映畫敬遠主義は前世紀の遺物となり進んで映畫教育の研究は識者の注意するところとなつた。此時に當り天六學舍學生の健全な映畫愛好者に依りて「關大映畫研究会」が組織されて、數句。殺到的共鳴を得、斬新的、急進的な運動が、はちきれそうな勢をもつて短時日に矢繼早の全線的展開が次から次へと行なはれた。八月一日 設立許可願書を學校當局へ提出、第二學期より運動の着手に準備開始す。
九月廿六日 學長より設立許可の承認あり
十月二日 發企人決議の上創立式を行ふ
十月七日 第一回會員募集
十一月八日 大學祭の準備にて延期せし發會式を本日舉行。
役員左の如く決定
責任總務 谷口冬花

責任同人

中 正男 森澤 賀

青野正一 喜多昌二

西條傳吉 森田岩吉

十一月廿二日 短篇映畫の夕

學術映畫「電送寫眞」「捕鯨船」及線映畫を上映。百名餘の入場者に多大の感動を與へた。

十一月廿八日 映畫座談會

第一回例會は學内に多大なるセンセーションを與へ會員申込者三十四名に達す。今後運動の維持に關する件決議した。

十二月六日 十六ミリ映畫の夕

藝術映畫「椿姫」「猛獸と闘ふ人々」外二卷の上映。家庭映寫機として有名なフィルムを借入れ、研究會の家族的集團の雰圍氣を一層に濃厚ならしめた。入場者六十名餘。
十二月十三日 第二回會員募集
十二月十九日 レコードコンサートと映畫の夕、忘年會を兼ねて第四回例會を開催し、「虛榮は地獄」外一卷を上映、入場者百二十名に達し盛會を極めた。

閉會後昭和五年度の役員を決した。

責任同人

川渥莊市 宮崎實輝

杉本道夫 杉本庄一郎

有本巖夫 西家庄市

満山玄熊

——同人報——

射撃部

マネージャー加藤勝之助君を送る

孤々の聲を擧げてよりはや五星霜、日に月に目覺しく發展をなしつつあるわが射撃部は、今回マネージャー加藤勝之助君を送らねばならないことになつた。顧るにわが關西に於ける學生射撃の開拓

者は實に氏であつた。而して關西に學生射撃の普及され、且つ隆々たる我射撃部の今日あらしめたるは氏の努力の賜であり、關西學生射撃部の恩人である。

現在行はれてゐる關東關西對抗射撃戰春秋二季の關西學生射撃聯盟戰、京都帝大及び大阪外語との對抗戰、本學射撃部主催全國中等學校射撃大會等氏の功績を物語るものであり、又關東に出馬して全國學生間の聯盟を作られたるも吾々學生射撃界永久に記念さるべき事である。

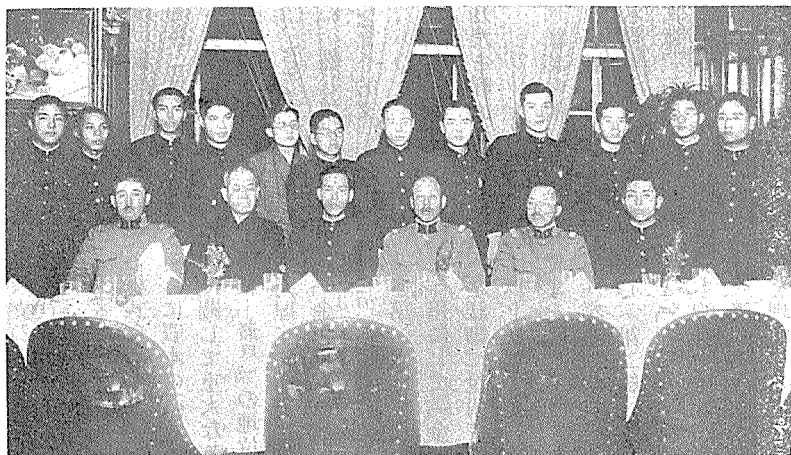
かく氏によりて飛躍を見たる我射撃部は氏の學窓を辭するにより社會に送らねばならぬことは我々にとりて愛惜措く能はざるところである。

こゝに我部は去る十二月七日氏の功績を永久に記念すべく、本學配屬將校山内氏伊村氏、武藤氏及び藤澤部長始め全部員出席惜別の宴を張り記念品を贈呈し、氏の將來を祝福して意義ある會を閉じた。

山 岳 部

丹波丹後へ徒步旅行——希望に輝く昭和五年の新春も、あの薄汚れた中央局臨時事務員服に包まれて、潑刺たる男子の意氣に燃えながら迎へた、愉快に仕事を終つた身體は從らに安逸を貪り始業を待つべきでなしとし、一月六日未明大阪をスタートして丹波丹後路へ徒步無錢旅行を企てた。醋寒骨を刺す寒さ、水銀は零下七度を指してゐたが、歩けば歩く程汗が出て来る、池田を經、多田源氏の祖神多田神社に參拜し、木津にて晝、段々と山

又山の幽境に入つて行く、後川からは其の感が深く杓子峠、梅坂を越して日置にて日は暮れて了つた。三拜懇願の末やつと大師堂に寐ることを許された。凍しつく様な寒い旅の初夜も微笑んで清い夢は



射撃部加藤マヂャー送別會

温かきは人の情か……を感じながら鬼退治頼光物語に因縁の六本柳、四道將軍の車塚を尋ね、目に入るもの碧空と、疊々たる山の多き篠山街道をテクと歩き続ける。丹波篠山の町に入ると、猪が幾頭でも塵にぶら下つてゐると、二十世紀文

化の此處にも及べりと言ひたさうな鈴蘭燈が一町ばかり並んでゐるのが印象の關門を潛つて来る、何と云つても篠山の町は歩兵聯隊が生命だ、午後三時打坂に着く、此處は親友岡澤君の故郷だ、今晚はお客扱で大いに歡待を受け心から満足した凍てつく様な日は續く、北へ進めば進む程寒さは酷い、それは北方に滿洲やシベリヤの様な餘計なものがあるからだと言やうが言ふたが、そうであらう。佐仲峠を越して國領に入る村の入口には猪に荒されぬために針金の柵で圍つてある。送つて来てくれた岡澤君と此處に別れ、一路福知山へ、高林寺と云ふ禪寺に宿めて貰つて、大僧小僧と一緒に雪ちら／＼降る寒い福知山の町へ寒念佛に出て九時に歸る。

和尚さんの情で炬燵に入つて寐る。

韻々と枕に近い梵鐘の鳴響に目を覺す、外は尺餘の積雪、牡丹雪は絶え間なく降り續けてゐる。九時一宿の禮を述べて出發積雪は益々深く、河守を過ぎ元伊勢外宮、内宮に參拜した頃はもう二尺を越してゐた。愈々大江山へさしかかゝるのであるが鬼茶屋あたりでもう雪は三尺に近い。これでは如何なる豪傑でも草鞋では大江山の頂上は極め得ない。昨春の賤ヶ岳登山が思ひ出されてしばらくその話で持ちきり。頂上を極めることは斷念して波甲峠を越して宮津に出ることにした。

足跡さへない雪の峠越は随分惱まされた非常に時間とつたので峠から日は暮れて了つた。寒さ、空腹、疲勞と云ふ様な不

生産な産物はお構なしに迫つて来る、無茶苦茶に歩いて宮津の阿部先生の處に着いたのは八時過ぎてゐた。話に花が咲き過ぎて寐たのは午前の一時。

朝からの快晴、日本海の水も澄み切つて縞の財布が空になる宮津の町も雪で靜まり返つてゐる。天下の勝景天の橋立見物に出掛け、傘松公園に登つて、例の慣習法によつて股から天下の絶景を俯瞰して雪の中を轉びながら成相山中の西國第廿八番の成相寺に參詣して、宮津の町に歸つて來たのは午後四時に近かつた。今晚も宿めて貰ふことにした。

午前四時半厚く禮を述べて出發、暗がり道を犬に吠られながらトボ／＼と歩く、海岸はなか／＼いゝ處がある。由良の海水浴場もいゝ、冬なれば人の子一匹居やしない、唯だ雪深く、春風冷たく旅心を氷らすのみ。舞鶴を見物し、此處に豫定のコースを終り、途中の辛苦も今は愉快そのものとなり、元氣旺盛に舞鶴から一路大阪へ文明の利器に乗じて、金解禁斷行の第一日である一月十一日の夜、無事歸阪した。

一行 中江 巽 平井三朗

——平井君報——

學部英文學科懇親會

學部英文學科では一月二十五日午後五時より天華俱樂部に於て懇親會を開催した出席者は
八島、奥田、岡村、笠井、吉富、吉田、瀧川、堤、山下、幸泉、東、木下、三品、塩田、遠藤、廣田、望月の諸君で頗る盛會であつた。

(獨逸前大藏大臣ヒルファデーディングの著)

『金融資本論』

に對する疑問二點

經濟三年 瀬戸健助

一

茲に一ツの小論評を試みようとする對象物は、獨逸前大藏大臣 Rudolf Hilferding: Das Finanzkapital, Eine Studie über die jüngste Entwicklung des Kapitalismus. である。本書はその經濟學史上の重要性の程度に於ては Smith の『諸國民の富』Ricardo の『經濟原論』Marx の『資本論』のそれに比すべくもないかも知れぬ。然し乍ら Kautsky の批評を以つてすれば、『一般に Marx 的文獻創出の中にあつて、最も注目する現象は、かのヒルファデーディングが金融資本に就いて書いた書物である。人はこれを嚴密な意味に於て「資本論」の續刊だと呼ぶことが出来る』^①

私が本書に手を染めたのは、三年前或る月刊雜誌の繼續的執筆を餘儀なくされた爲め、その執筆上の『無言の恩師』たらしめんとしたに始まる。新しく日本資本主義經濟に就いて、何事かを批判せんとする場合には、その標識として必ず本書の何れかの部分が、指導者としての、私には過分の役割を果してくれた。然し乍ら今や私は本書に對して疑問を提出するに至つたのである。然らばその疑問とは如何なる點に就いてか之を提出する前に『金融資本論』全體の結構を擧げて置くことは、疑問そのものを理解する上に於て至極便利なことである。

二

本書は五編に分たれてゐる。第一編『貨幣と信用』

(Geld und Kredit) は、資本主義經濟に於て極度に發展する貨幣の價值(流通行程に於ける)を述べ、次に支拂手段の節約の爲めに生ずる「支拂信用」(短期金融—瀬戸)を述べ、更に産業資本の流通から生ずる休息態貨幣資本の利用の爲めに生ずる「産業信用」又は「資本信用」(長期金融及び投資—瀬戸)を述べ、後者に於て「金融資本」成立の根本原理を提示してゐる。

第二編『資本の動員、擬制資本』(Die Mobilisierung des Kapitals. — Das fiktive Kapital) は、「金融資本」の隨たる株式會社の金融—株券の「擬制資本」—「創業利得」—更に資本の「動員」(擬制資本價格の貨幣形態への轉化)に關して重大なる役割を演ずる「有價證券取引所」(現物—瀬戸)の地位を論じて、近代金融をその根幹に於て把握する。

第三編『金融資本と自由競争の制限』(Das Finanzkapital und die Einschränkung der freien Konkurrenz) は、第一編及び第二編に於て展開された「金融資本」の最も活動的な作用にして「金融寡頭政府」の結成を導き出す、かの過程を詳細に説明する。「金融資本」に就いての根本理論は以上三編で終る。貨幣本質の説明から「金融資本」の概念を導き出し(第一編)、「金融資本」の概念から銀行と産業株式會社と有價證券取引所の三者の相互關係を説明し(第二編)、更に「金融資本」の作用から「銀行集中」と「産業集中」と兩集中の統一集中としての「金融資本的集中」—「金融寡頭政府」の結成への道を豫斷する。この三段に亘る彼が論理の運行の巧妙と鋭さは、それを理解する者を完全に虜れしめる。勿論理解せざる者又は誇大盲想狂患者は、虜れることを知るべき由もないが。

第四編『金融資本と恐慌』(Das Finanzkapital und die Krisen) は、「金融資本」の集中強制に基つて結成される自由競争の制限は、果して資本主義固有の呪ふべき天刑病たる週期的恐慌と富の療變を廢除し得るや否やの、

資本主義存続上の決定的問題を取扱つてゐる。而してその課題に斷定を與へるが爲め的手段として「恐慌」なるものを理論的に診察してゐる。診察の結果は Rosa Luxemburg の『蓄積論』の最後の一句に於て見るが如く冷たく否定的ではないが、然し乍ら否定的であることに於ては依然異なるものではない。

第五編『金融資本の經濟政策』(Zur Wirtschaftspolitik des Finanzkapitals) は、獨逸前大藏大臣として彼でなく、青年時代の彼としての面目を躍如たらしめてゐる。『金融資本』は對内的には階級對立を激成し、對外的には各指導資本主義國の對立を激成する。金融資本主義は内的には益々勢力を増す下部階層の進撃を受け乍らも、外的には關稅障壁の躍昇、資本輸出、植民地競争の熱求によつて些少も跳躍の氣構へを休め得ない。かくて茲に於ては「貨幣價值は社會的平均勞働時間の—云々—」てふ極めて抽象的な理論を以つて出發した「金融資本論」が、資本主義的内治關係及び外交關係の熱ある具體的批判となつて、開花し結實する。この果實を採つて食するや否やは、各人の環境が育んだイデオロギーの如何によることは言ふまでもない。

三

さて然らば、一小學徒に過ぎない私が此の成るべき名著「金融資本論」の何處に向つて疑問の矢を放たんとするの。

一つは第一編に於て提示された冒頭の貨幣價值論中の『純粹紙幣本位制』(reine Papierwährung)の場合に於ける貨幣(紙幣)價值論に對してであり、二は第四編に於て提示された恐慌原因論に對してであり、三は第三編に於て提示された集中理論に對してである。第一の疑問は既に Kautsky に亙つて二度迄も放たれたところである。最初は Finanzkapital und Krise なる題下に、次ぎには Gold, Geld und Ware なる題下で共に Neue Zeit に發

表された。(共に譯本が既に刊行されてゐる)。第二の疑問は既に N. Bucharin: Der Imperialismus und die Akkumulation des Kapital に於ける恐慌理論に於て、十分に發表されてゐる。夫故に第一及び第二の疑問は、私獨特の研究に基いて展開されたものではない。然し乍ら第三のものは全然何等の既刊文献に基かない新疑問の創造である。先づ第一の疑問から展開する。

四

ヒルフアーディングは言ふ。

『純粹紙幣本位制』の下に於ては『貨幣は依然として價值尺度として現れる。しかしこの價值尺度の價值の大きさは、もはやこの價值尺度を構成してゐる商品の價值によつて、換言せば金又は銀又は紙の價值によつて、決定されるのではない。寧ろ實際にはこの『價值』は流通する商品の總價值によつて決定される。眞の價值尺度は貨幣ではない。貨幣の相場は、私が社會的に必要なる「流通價值」(Zirkulationswert)と名付けたと思ふところのものによつて決定される』と。④即ち次ぎの如くである。

總貨幣價值 = (商品價值の總和) + (期限到來せる貨幣の流通速度)

支拂 (相殺される支拂) (同一貨幣が或は流通手段として或は支拂手段として交互に作用する流通額)

夫故に彼に依れば『商品の本當の價值尺度は貨幣ではなく、貨幣の本當の價值尺度は商品だ』と言ふことになる。④然し乍らこれは甚だしい理論上の誤謬逆理である。今『支拂』のことを便宜上無視すれば、以上の複雑な公式は更らに簡單化されて次ぎの如くなる。

總貨幣價值 = (商品價值の總和 + 貨幣の流通速度)

こゝで注意すべきは、彼が『商品價值の總和』Warenwertと言ふ文字を用ひてゐることである。然し乍ら『商品價值』は、先づ何等かの價值尺度(貨幣價值)を前提とせず

して、如何にして公式に於て「計算」し得べき形態となり得るのか、成程商品は價值の體現物である。だから價值だ。けれどもその價值(社會的平均勞働時間)が計算し得べきものとなるが爲めには、一の價值標準(貨幣)との比較を必要とする。而して一定の計算單位をもつた『馬克』『磅』又は『圓』で示されねばならぬ。即ち『商品價值』の總和が量的數的に計算し得べき現象形態となるが爲めは、價值が價格(Preis)にまで先行的に轉化されて居なければならぬ。夫故に正しく言はんとなれば『商品價值 Warenwert の總和』ではなく、『商品價格 Warenaufsatz の總和』である。而して公式は次ぎの如くならざるを得ない。

總貨幣價值 = (商品價值の總和 + 貨幣の流通速度)

此の正しい公式に於ては、貨幣は金たると銀たると紙幣たるとを問はず、換言せば『拘束本位制』と『自由本位制』(紙幣本位制)たるとの如何を問はず、一定の價值尺度として商品價值に働きかけ、それを價格なる計算可能なものたらしめる。而して此の商品「價格」が貨幣流通速度と關係して、貨幣の流通必要「量」(量である)を決定するのである。『金は、紙幣本位制の場合には、交換過程から姿を消すけれども、しかも依然として、價值尺度として従つて觀念された貨幣(紙幣の形—瀬戸)として作用して行くものである』。④只『拘束本位制』例へば『金貨單位本位制』の場合に於ては、現實の金が價值尺度となり、『紙幣本位制』の場合に於ては、觀念された金一紙が一時的に價值尺度となるに過ぎない。即ち異なつた形に於て價值尺度となるのである。

以上に於て私は、彼の紙幣價值論の誤謬なりとする疑問を展開した。然し乍ら現實的に果して「紙幣本位制」下の紙幣價值論を重要視する必要があるらうか。此の疑問に對しては彼れ自らの言葉を以て答へしめよ。『純粹紙幣は繼續することは不可能である』と。⑤然らば彼

の純粹紙幣價值論そのものを論評する必要もない理となる。茲に於てか彼は二重の論理的弱點を暴露してゐる。

(此の問題は、カッセル、ケインズ等々の各目論者の擡頭と共に、將來益々論争の中心點となるべき筈のものである。)

五

次に第二の疑問はその恐慌原因論である。

ヒルフアーディングは、『單純再生産過程』及び『擴張再生産過程』に於ける均衡條件を分析した後、その結論として次ぎの如く言ふ。『かゝる表式的説明(均衡條件の分析)は、もとより甚だしく單純化されてゐる。生産手段を造る諸産業と消費資料を造る諸産業との間に全體として存しなければならぬ比例關係が、同じやうな仕方と各個の生産部門にとつても存しなければならぬことは明白である。けれども同時にこれらの表式は、資本主義生産においては、再生産なるものは、その單純なる規模におけると擴張されたる規模におけるとを問はず、叙上の比例の保たれるのではければ、攪亂されることなしに行はれ得ないと云ふことを示すものである。これを反面から見れば、恐慌は、單純再生産の場合においてさへも若し例へば死滅せる資本と新なる放下さるべき資本との間に叙上の比例が破壞されたならば、發生し得るのである。だから恐慌が資本主義生産に存在する大衆の過少消費 Unterkonsumption にその原因を有するなどいふ結論は、決して出てこない』と。⑥

夫故に彼によれば、『資本論第二卷』に於ける再生産過程分析の數字は單に個々の生産部門間の需要供給の均衡條件のみを示すものであつて、それは何等消費手段の生産と『社會的需要』との間にも保たなければならぬ需要供給の均衡條件を含めてゐないものと見るのである。夫故にこそ彼は敢然として『恐慌の原因は過少消費から出て来ない』と結論し得るのである。

然し乍らこれ又彼の大きな誤謬である。

『資本論第二卷』に於てなされた『擴張再生産の分析』は、凡ゆる資本家的蓄積が恐慌なしに行はれるが爲めには、次ぎの如き二條件を必要とすることを示してゐる。即ち(一)各種の生産部門間の正常な比例及び(二)消費手段と社會的需要との正常な比例である。生産手段たる鐵や石炭はそれを使用して消費手段たる綿布を生産する生産部門に供給され、綿布は社會大衆の日常消費に充てられる、⑦だからして社會大衆の過少消費を無視して、只單に各々の生産部門間の比例の無政府性(破壊)からのみ恐慌を説明せんとするヒルファディングは、彼の有名な逆説家 Tugan-Baranowsky の恐慌論と全くその軌を一にするものである。

『バラノフスキー及びヒルファディング等々は、恐慌は各々の生産部門間の不均衡性から發生するものとす。茲に於ては消費の要素(Das Moment der Konsumption)は何等の役割をも演じ居らぬ』(けれども) Orthodoxen Marxisten は、恐慌は社會的生産の不均衡性から發生するとする。が消費の要素は此の不均衡性の一の成分を形成してゐるのである。⑧然し乍ら此のヒルファディングの誤謬に關しては、此れ以上深入りすることを差控へる。何故なればその精密な批判は Bucharin の上掲著に於て十分に吐露されてゐるところであるのみならず、ヒルファディング自身も亦或る箇處に於ては『消費(消費手段の社會的消費)の要素』を認めてゐるからである。

即ち彼は言ふ。『若し消費が任意に擴大され得るならば、過剰生産は不可能であらう。けれども資本主義關係のもとにおいては、消費の擴大は利潤率の低下を意味する。……蓄積の必然的前提たる消費の擴大が、その今一つの條件たる利潤の實現と矛盾する。すなはち増殖の條件は消費の擴大に反逆し、しかもこの條件は決定的のものであるから、勢ひこの矛盾は昂じて恐慌となる』。⑨茲に於ては彼は明白に「消費の要素」を認めてゐる。

る。然るにこのことは、一方では『恐慌の原因とならぬ』と主張するのである。勿論消費の基礎狹隘からのみ恐慌を説明することは妥當でない、が然し恐慌の原因から「過少消費」を廢し去ることは理論的にも事實的にも不可能である。

(私は此の點をヨリ詳細に發表すべき機會を望んでゐる)。

六

第三の疑問はその集中理論である。

彼は近代に於ける資本主義的集中獨占が、かくも發展した原因を「金融資本」の活動的な作用に求める。「金融資本」は獨占の狂求者である。

銀行は「金融資本」を通じて、その借手たる各種の産業に獨占集中を強制する。『銀行資本は個々の企業(産業企業—瀬戸)の意思に反してさへも、この目的を遂行する』。⑩『産業企業のこれら(カルテル(Kartelle) トラスト(Trust) 等々—瀬戸)一切の結合は、通常、銀行を諸企業に結びつける共同利益によつて準備される……』。⑪然し乍ら斯の如くして産業企業が大規模化し獨占化すると、銀行はその勢力對抗上自分自身を強めなければならぬ。『産業に於ける)カルテルやトラストは、銀行制度の上に如何に反作用するか! カルテルまたは、トラストは、最大の資本力を有する企業である。資本主義的諸企業の相互的依存關係にあつて、いづれの企業が他方の企業に隸屬するに至るかを決定するものは、就中資本力(Kapital Macht)である。大いに進んだカルテル化はもとく諸銀行をも互に結合せしめ、かつ大ならしめてカルテル又はトラストに隸屬することのない様に作用するものである』。⑫かくて「金融資本」は「産業集中」(industrielles Konzentration)と「銀行集中」(Bank Konzentration)を導くと同時に、巨大なる銀行と産業を統一して資本主義的集中の最高形態たる「金融資本的集中」を形成するに至るものとする。

以上がヒルファディング集中理論の中心點である。然し乍ら集中理論はそれで十分たり得るであらうか。これが私の疑問である。成程「金融資本」は集中を強制する。だからして最も普遍的に「金融資本」の擡頭してゐる處(獨逸)では、集中獨占化が最も進んでゐる。資本主義的には最も早く出發したが、銀行の保守的退嬰的な經營が「金融資本」の擡頭を遅らせた英國では、今や集中獨占化の遅れてゐることに氣付いてそれが發展に狂熱しつゝある。けれども集中獨占は又恐慌(Krisis)の結果として極めて自然的過程を通して遂行される。此の場合には「金融資本」の強制作用が全然無視されても差しつかへはなす。

恐慌は全く個々の資本家の意思に獨立して起る、それは突如として、景氣の上昇に歡喜してゐる生産者、商人、銀行家を、物價の急落と従つて餘剩價値實現の不可能と生産品の燒失と利潤減退と、破産の地獄に突きおとす。此の場合には強者と弱者との相違は、粗野な自然淘汰の過程を通して決定的に現れる。弱者たるの刻印を焼き付けられた企業は、大企業の買収に抗することは出来ぬ。弱者の擬制資本(株價)は零に近付く、が然しその實質財産の價値は依然として變らない。大企業が諸弱小企業を二束三文で買収して、その巨大な生産的羽翼を全國的に擴大する絶好の機會は、此の恐慌でふ鯨波の襲來した時である。強大資本による弱小資本の收奪は、恐慌を前提とする。彼の Reissner(獨逸大銀行家)の如きは『集中傾向の強さと集中運動の速度とは、恐慌後に於て何時も非常な程度に激大する』と言つてゐる。⑬集中は恐慌の自然過程としても見られ得る。

然るにヒルファディングの集中理論に於ては、此の點が殆んど全然と言ふべき程に看過されてゐる。尤も著書が「金融資本」であるが故に、その作用としての集中化のみを限定的に取扱つたのかも知れぬ。然し乍ら「恐慌」と「集中」の因果關係は、資本主義の史的發展を嚴密に理

解せんとする者にとつては、寸時も忘却し得ざる最重要點ではないのか。

(少くとも昭和二年の金融恐慌が如何に日本の銀行部面に於ける、三井、三菱、住友、安田、第一の五大銀行の獨占率を高め、反對に中小銀行の存在基礎を根幹から破壊したかを經驗せる者には、此の疑問は當然である)。

七

以上でともかくも『金融資本論』に對する疑問三點を展開した。けれども疑問の展開の仕方が極めて簡略的な爲めに『金融資本論』を讀まざる人々には意味をなさぬ。私は多數に讀まれることを要求してゐる者ではない。現實の社會には「信」する多數者と「知」る少數者の分立がある。私は知る少數者を對象として、ヒルフアーディングを論評したに過ぎない。

尙ほ外に疑問一點を残すが、それに就いては茲で述べることには出來ぬ。それは寧ろ純經濟理論を離れた政治論の部に就いてであると言ふことを附言して置くに止めらる。(此の疑問は極く最近の發見であり或る人によつてその發見へと導かれたものである)。

日本では本書の譯本として同志社大學教授林要氏の譯本がある。讀み難いが金城鐵壁の譯文である。略解書としては、猪俣氏の『金融資本論』がある。けれども本書はヒルフアーディング自身の理論から脊離(多分猪俣氏の意識下に—瀬戸)した點が多々見受けられる。夫故に忠實な研究者には原本と譯本の對讀をすゝめる。更らに本書を土台として日本金融資本主義に入り込んだものに、小島精一氏『日本金融資本論』及び大毎エコノミスト編『日本金融資本論』がある。前者は主として日本に於ける各種産業部門の集中を説明したものに過ぎず、未だ日本金融資本主義の全面に亘つての説明を下して居ない。後者は新聞社員のコラボレーションであるが、その著書中に取り入れられてゐる各項目を見且つ叙述の方法を見るならば、

古色蒼然たる所謂學者の形式論よりは遙かに活動的な力をもつ指導者の下にもなされたことが理解出来る、只惜むらくは合作なるが故に全體的調和が欠けてゐる。併せて紹介して置くも無用ではない。

吾々は科學的な純理論を體得すると同時に、現實の流れに突入して、その理論的武器の實力を試さなければならぬ。抽象的な形式論理はその場合案外弱い。それは練鐵で作つた日本刀に過ぎぬ。然し乍ら茲に引合に出されたヒルフアーディング『金融資本論』の如きは、力強い現實力を持つ、それは理論であると同時に一つの Macht である。吾々は本書を讀むことによつて、いよゝく深刻に形式論理でふ貝殼追放の緊急なるを感じる。

1. カール・カウツキー著 笠信太郎氏譯本『金融資本と恐慌』四頁以下参照
2. R. Hilferding: Das Finanzkapital. S. 29—30. 全林要氏譯本『金融資本論』四八頁
3. カウツキー『金融資本と恐慌』二一頁
4. 笠信太郎氏譯『金と物價』第四部『金、貨幣及び商品』(カウツキーのヒルフアーディング紙幣價值論の批判) 八七頁
5. R. Hilferding: a, a, O. S. 43. 全上六八頁
6. R. Hilferding: a, a, O. S. 318. 全上譯本五一七—八頁
7. N. Bucharin: Der Imperialismus und die Akkumulation des Kapitals, S. 62.
8. N. Bucharin: a, a, O. S. 79, 80.
9. R. Hilferding: a, a, O. S. 301. 全上譯本四八七—八頁
10. R. Hilferding: a, a, O. S. 231. 全上譯本三七五頁
11. R. Hilferding: a, a, O. S. 242. 全上譯本四九三頁
12. R. Hilferding: a, a, O. S. 280. 全上譯本四五五頁
13. Riesser von 1848 bis heute. (Die deutschen Grossbanken und ihre Konzentration in Zusammenhang mit der Entwicklung der Gesamtwirtschaft in Deutschland) S. 97.

一九三〇・二・五

圖書館彙報

山岡記念文庫

山岡記念文庫は大方の絶大なる賛同を得て、一先申込を締切ることとなつた。申込者各位に對し茲に厚く謝意を表する次第である。左記は先號既載後の申込者である。

山岡記念文庫寄附申込者芳名

(申込順)

口數	氏名
二	森 氏
一	吉田 平 藏氏
一	關 田 眞 一氏
一	關 藤 常 三氏
一	織 田 勝 助氏
一	金 澤 利 助氏
一	宮 原 清 氏
一	關 口 猪 三 郎氏
一	金 森 又 一 郎氏
二	波 邊 修 氏
一	小 泉 治 氏
六	岩 崎 卯 一 氏
二	田 中 隆 三 氏
五	高 村 庄 太 郎氏
二	奈 良 橋 茂 三 郎氏

寄 購 圖 書

寄 贈 先	著 者 名	書 名
關西大學山岳部	編	山男(刑判號) 第二十七回大阪市統計書 (昭和三年)
大阪市役所	編	受驗界 全二十四冊
山本 順 應 氏	編	滿鐵社員消費組合十年史
滿鐵社員消費組合	編	生命保險統計圖表
帝國生命保險株式會社	編	Le Droit de la Guerre Active
杉村 陽 太 郎 氏	著	La Convention et le Statut sur le Régime International des Ports Maritimes
志 馬 寬 氏	編	猪狩又藏編 杉浦重剛先生小傳

著者	書名
河田 嗣 郎	家族制度研究
河上 肇	デボリーン レーニンの辯證法
辻 岡 喜代次郎	倉庫證券論
	世界大思想全集 第一期
横 井 時 敬	農村制度の改造
太 田 徹 夫	ナヒムソン世界經濟論
渡 部 明	倉庫業
同	簿記及會計
前 田 直 之 助	民事訴訟法要論
三 邊 金 藏	近世簿記講義
宇都宮 鼎	最新財政學綱要
岡 田 朝 太 郎	刑法論
豊 島 直 通	日本新刑事訴訟法
鳩 山 一 郎	民法總論
須 賀 喜 三 郎	手形法論
泉 二 新 熊 鼎	刑事學研究
波多野 郁 都	價値學說史 第一卷、第二卷
小 林 郁 都	改訂 社會學概論
石 坂 橋 樹 郎	日本農學史論
河 田 嗣 郎	農業經濟
小 松 堅 太 郎	社會學概論
本 位 田 詳 男	英國經濟史要
高 島 素 之 助	地代思想史要
小 林 良 正	獨逸經濟史要
入 澤 民 政	エルスターの貨幣原論
竹 内 謙 二	スミス國富論
河 田 嗣 郎	何處へ往く
戸 田 貞 三	家族の研究
中 川 善 之 助	クーランジ古代家族
波多野 鼎	スエーデンホルスト社會政策
牧 山 正 彦	ペーベル婦人と社會主義
淺 野 晃	マルクス哲學の貧困
横濱社會問題研究所	新カント派の社會主義觀
森 凱 雄	生命保險經營論
石 丸 優 三	社會保險論
米 谷 隆 三	保險經濟の研究
志 水 政 信	火災保險の理論と實際
樋 口 功	芭蕉研究
堀 經 夫	リカアド經濟原論
山 下 博 章	擔保物權法論
猪 股 淇 清	増訂株式會社本質論
澤 田 謙 直	國際聯盟新論
蠟 山 政 直	國際政治と國際行政
山 口 弘 一	改訂日本國際私法論 上卷、下卷、第一分冊
宮 川 實 浩	デボリーンカントに於ける辯證法
那 須 浩 三	經濟政策學原理 第一卷
太 田 哲 三	會計學綱要
江 木 衷 監 修	理論應用日本刑法通義
穂 積 陳 重	祖先祭祀と日本法律
中 川 善 之 助	相續法
山 下 博 章	民法講義
高 田 保 馬	經濟學
荒 木 光 太 郎	埃太利學派經濟學
大 思想 エンサイクロペデア	全三十二冊
高 岡 陸 吉 譯	ヴァルガ轉換期の經濟政策
森 田 庄 太 郎	失業保險論
森 莊 三 郎	現代人口問題
高 田 保 馬	現代保險問題
厨 川 白 村	人口と貧乏
春 秋 社	校訂近代文學十講
小 島 精 一	第二期世界大思想全集 全二十八冊
石 坂 音 四 郎	産業統制史論
松 本 重 敏	改纂民法研究
石 坂 橋 樹	憲法真義
中 川 正 左	農業經濟學綱要
	鐵道論

著者	書名
Williams, H.	Modern English Writers
Moll, B.	Logik des Geldes
Delaporte, L.	Elements de la Grammaire Hittite
Heinemann, F.	Plotin
Spies, H.	Kultur und Sprache im Neuen England
Kerschagl, R.	Die Lehre vom Gelde in der Wirtschaft.
Goodnow, F. J.	The Principles of the Administrative Law of the United States.
Brill, A. A.	Fundamental Conceptions of Psychoanalysis
Verkes, R. M.	Introduction to Psychology
Gossen, H. H.	Entwicklung der Gosetze
Borghit, R.	Das Verkehrswesen
Helfferich, K.	Das Gelde
Wundt, W.	Grundzüge der Physiologischen Psychologie 3 Bde.
Dixon, W. M.	English epic and heroic poetry
Rhys, E.	Lyric poetry
Krapp, G. P.	English language in America 2 Vols.
Stout, G. F.	Manual of Psychology
Roscher, W.	Geschichte der National Oekonomie in Deutschland
Debrunner, A.	Indogermanisches Jahrbuch 13
Bolzanss, B.	Wissenschaftslehre Bd. 1
Study, E.	Denken und Darstellung in Mathematik
Watson, J. B.	Psychology
Coulton, G. C.	Christ, St. Francis and To-day
Grandgemt, C. H.	An Outline of the Phonology and of Old Provençal Morphology
Jusserand, J. J.	A Literary History of the English People 3 Vols.
Landmann, E.	Die Transcendenz des Erkennens
Maitland, F. W.	Domesday book and beyond
Faure, E.	History of Art (Renaissance Art)
Gandgent, C. H.	Discourses on Dante
Plessner, H.	Die Einheit der Sinne
Yonge, C. D.	Life of Sir Walter Scott
Sandys, J. F.	A History of Classical Scholarship 3 Vols.
Weston, S. F.	Principles of Justice in Taxation
Elster, L. u. andere.	Handwörterbuch der Staats Wissenschaften Erg. Bd.
Grandin, A.	Bibliographie generale des Sciences juridiques, politigues, economiques, et sociales, Second Supplement
Diehl, K.	Theoretische Nationalökonomie
Hildbrand, R.	Ueber das Wesen des Geldes
Lenz, P.	Die Konzentration im Seeschiffahrtsgewerbe
Stomp, S. J.	Wealth and Taxable Capacity
Jones, R.	The Nature and First Principles of Taxation
Meyer, J.	Das Sozial Naturrecht in der Christlichen Kirche
Marvin, F. S.	The Unity of Western Civilization
Vinogradoff, P.	English Society in the 11th Century
Hirth, F.	Festschrift zum 75 Geburtstag
Casasus, J. D.	Les Institutions de Credit
Cartwright, J.	The Perfect Courtier Baldassare Castiglione 2 Vols.
Rieckers, E.	Sprachwissenschaftliche Miscellen 6 Bde.
Larousse, P.	La Science francaise 2 Vols.
Ries, J.	Zur Wortgruppenlehre
D'Avenel, V. G.	Histo're economique de la Propisete, des Salaire,des Denrees et de tous les Prix en general depuis l'An 1200 jusqu'en l'An 1800 7 Vols.
Jaensch, E. R.	Über den Auffau der Wahrnehmungswelt Teil I

天六圖書館購入圖書一覽

堀文庫(前號續き)

著者	書名
和田、佐藤	重修増鏡詳解
次田	祝詞新講
吉澤	國語國文の研究
金子	枕草子通解
簡野	論語解義
佐々木	新古今集選釋
同	増訂萬葉集選釋
藤井	伊勢物語新釋
同	校註平家物語
吉見	默阿彌世話物の研究
遊佐	普通教育民法大要
簡野	老子解義
末弘	現代法學全集 全廿五冊
簡野	字源
小日向	英文學史 全二冊
岩田	親族相續法網要
郡	物價指數論
兼子	戶籍法釋義
京帝國大學法文學部	京城法學會論集 第一冊
紀平	美意識論
速水	論理學
岡村	債權法總論
高柳	法律哲學
松本	佛教史の研究
高橋	現代の哲學
吉田	倫理學要義
菊池	プラトンプロタゴラス
津田	古事記及日本書紀の研究
内藤	實習佛蘭西文典
宮本	哲學概論
高橋	心理學
菊池	プラトン バイドン
清原	日本國民思想史
金森	法學通論
牧野	日本相續法論
高窪	改訂商法總論
松原	國際關係通鑑 一九二七年 一九二八年
穂積	相續法大意
同	親族法大意
田中	會社法提要
同	海商法上の諸問題
牧野	増訂日本刑法
野口	佛蘭西語不規則動詞逆引辭典
安部	道德哲學原論
簡野	増修故事成語大辭典
清水	新刑事訴訟法理論
蠟山	行政學總論
三木	最新工業經濟學
ロバートリー	フマン著 國際企業合同論
竹内	省譯
戸田	社會學講義案 第一部
鳩山	日本民法總論
小野	刑事訴訟法判例研究
末弘	民法講話 上下
永井	校定増鏡新釋
永井	校定枕草子新釋
梅謙	次郎 民法講義
石原	謙次郎 宗教哲學
白井	成允 カント道德哲學
中島	力造 最近倫理學說の研究
河野	與一 ライブニッツ單子論
中野	島一 哲學の改造
宇野	哲人 儒學史 上卷

著者	書名
文部省	成人教育
同	國際教育
松原	寛 ヴキンデルバンド
米田	庄太郎 哲學の根本問題 上下
金森	徳次郎 新理想主義の歴史哲學前篇 一、二
唯根	伊與 帝國憲法要綱
林	頼三郎 法律の迷信
牧野	菊之助 日本陪審法義解
柳川	勝二 日本親族法論
霜山	精一 日本相續法註釋 上下
寺尾	元彦 改訂増補親族相續先例類纂
樋具	詮三 商法通論
美濃	部達吉 商法總論
同	類集評論行政法判例
同	同 續
同	米國憲法の由來及特質
牧野	英一 重訂刑事訴訟法
岩田	道文 日本民法史
曄瀧	川幸辰 日本民法要論 卷一
穂積	積陳重 五人組法規集
吉田	良三 銀行簿記提要
波部	明 輓近商業經營
志田	卸太郎 商法總論
島田	退藏 縮釋源氏ものがたり
吉澤	義則 對枕草子春曙抄上
阪倉	海弘 分類日本文學史
同	徒然草評釋
同	方丈記評釋
同	新古今和歌集詳解
丸山	順太郎 校註俳文學大系 全十三冊
大關	増次郎 和佛辭典
大宮	田和一郎 純粹教育學の理念
石橋	尙寶 頭註對譯源氏ものがたり 全六冊
大町	芳衛 十訓抄詳解
簡野	道明 神皇正統記評釋
同	大學解義
同	孟子通解
和田	石川 増鏡通解
永井	一孝 明治文學史
金子	元臣 定本源氏物語新解 上中
竹野	長次郎 校定方丈記新釋
松岡	島重雄 日本古語大辭典
中島	股淇 法理學概論
猪齋	藤响 日本商法總論
吉田	臺治 モーク現代の獨逸哲學
井上	秀夫 懷疑思維の研究に現はれたる知識の本質
同	禪の文化的價值
同	禪の新研究
同	佛教の現代的批判
文部省	國體講演錄 全三冊
佐藤	熊治郎 教育學概論
池岡	直孝 政治教育
建部	遯吾 國本涵養民心振作癸亥詔書衍義
伊藤	千眞三 日本國民道德史
山田	孝雄 大日本國體概論
小林	行昌 改訂商業實買 上下
波部	明 海外商業視察
櫻井	賢三 國民道德と現代思想
野村	信孝 憲法大綱
石坂	橋樹 農業政策
美濃	部達吉 行政法撮要 上下
副島	義一 日本帝國憲法要論

千里山俳壇 朝冷選

大阪 廣田弘應

箕面にて

覗き見る水の翠りに紅葉哉

谷川の細きに紅葉照りにけり

大阪

秋晴や石に名のある銀閣寺

大阪

起されて二度寝の床の寒さ哉

休ませてありし水車の水柱哉

秋晴や港の口の船一つ

ふる里の香をなつかしむ栗の飯

廢道を落ち埋めたる木の實哉

西宮

法燈のゆるぎに菊の薙りけり

無花果の熟れたるまゝの小家哉

谷川の石斗りに水洞るる

日南ほこ細りし腕を撫でにけり

西宮

山の端の雲は動かす後の月

後の月雲切れそめて沓えにけり

奥山へ道一筋に鶴の聲

紅葉山夕の風となりけり

飯田正一

三宅正直

みまかりし父の好みしこの徳利今に酒の香う

すらするかも

忘る美しこのさけ

たぬしければ一杯に酔ひうれひあれば二杯に

土器春太

一杯の酒かこんなに口輕にしゃべらず力おど

ろきにけり

東清一

有田朝冷宛

西岡作次

佐後淳一郎

廣田弘應

新町徳之

藤原勳

藤原勳

藤原勳

藤原勳

柿をかつ村を通りぬ旅一日

今年酒舌のもつる父悲し

霧寒き野をひた歩き旅路哉

明月に檻の小猿の叫びけり

月光を鶴波のくだけ散る

そら寝する留守番憎き夜長哉

大根を間引く二日の月細し

稗抜くや六甲山は晴れ渡り

朝寒の垣にコスモス起しけり

燈のうつる梅雨の硝子の汚れ哉

指切りて子はかくしある午睡哉

井戸端の手桶の水に一葉哉

雪僅かに晴間の見ゆる夕日哉

雪を蹴す風となりたる木立哉

追加

朝冷

金子

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

狐

昭和四年十月號本欄に掲載すべきでありまし

た句稿の一部を弊局新學舎へ移轉の際紛失い

たし、随つて十月號に掲載の分は十句ばかり

洩れて居るのであります、投稿者各位並に選

者に對し眞に申譯もない次第で茲に深くお詫

び申します

編輯餘録

本號には武田、吉田、中谷の各教授、辰巳講師

よりそれぞれ論文をいただきましたので、豫

定の頁を超加し、新年號同様三十六頁となり

ました。吉田教授の「勞働法の基礎觀念」は原

稿編輯の關係で、長らく中斷の已むなきを來

たし申譯もないことです。同教授並に讀者諸

氏に對しお詫び申します。なほ中谷教授の「サ

ウアーの『法の本質』について」も新年號に

掲載すべき所を、紙面の都合で本號になりま

した。悪しからず御諒恕を希ひます。

本號こそは發行日までにお届けするやう、準

備を進めて居りましたが、晝間専門部設置認

可指令の關係で遅れることとなりました。

雨降れる朝のめざめにさめやらす水すこし飲

み又目をこじぬ

さげくめば妓のかんばせはありし日の彼女に

似ゆく心にくさよ

このつごひかたみにこゝろくつろげて飲みて

明かさむ語りあかさむ

酒一斗歌百篇と誇らひて御代をこぼさし酒

の聖よ

新町徳之

藤原勳

藤原勳

藤原勳

藤原勳

藤原勳

藤原勳

藤原勳

藤原勳

藤原勳

藤原勳

藤原勳

藤原勳

大正十一年六月十五日創刊
昭和五年二月十五日發行

編輯兼發行人 遠藤 藤次

印刷 所 谷口印刷所

發行 所 關西大學學報局

天六學舎 關西大學

千里山學舎 關西大學

大阪市内千里山

電話 吹田 一三三

學報維持費について

本學學報は卒業生各位に對し廣く每號配附いたすのが本意ですが、經費の關係上遺憾ながら各位の御援助に俟たなければなりませんので、本年四月よりこれが維持費として年額金壹圓也御拂込の方に限り御送附することになりましたから希望者は左欄申込書と共に會計課宛御拂込を願ひます。

なほ御拂込なき方は四月以降送附を見合せることにしますから豫め御諒承下さい

昭和五年二月

關西大學學報局

(拂込方法は郵便爲替か振替のこと)
振替番號は大坂壹貳八七五番です

學報申込書

No.
一金圓也 但學報維持費 夕年分(自昭和 年 月 日)
右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

氏名

關西大學學報課御中

明治 年 學部
大正 年 專門部
昭和 年 科卒業

一、勤務先

一、現住所

◎維持費へ會計課へ納付ノコト

校友會員名簿について

豫て本誌上で御知らせして居ります通り、校友會員名簿は基金として金參圓納入者に限り發行の都度配附することになつて居りますから、希望者は左欄申込書と共に基金を會計課宛御拂込願ひます

昭和五年二月

關西大學校友會

申込書

No.
一金參圓也 校友會名簿基金
右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

氏名

關西大學校友會御中

明治 年 學部
大正 年 專門部
昭和 年 科卒業

一、勤務先

一、現住所

備考 ◎基金へ會計課へ
◎住所勤務先等ノ移動へ學報課へ

◎募集人員

第一學年 約二百五十名
第二、三學年 補缺若干名

關西甲種商業學校

○願書受付 自三月一日至三月二十五日

○入學考査 三月二十六日、二十七日

◎特長 夜間教授・甲種認可・修業年限三年

關西第一商業學校

○募集人員 第一學年二百名

○願書受付 三月二十二日迄

○考査期日 三月廿三日(日曜)

大阪東淀川區長柄中通

關西大學内

集 募 徒 生

募集人員

第一學年	百五十名	(尋常小學校卒業以上、同等以上ノ者)
第二學年	五十名	(高等小學校第一學年修了以上、中等學校第一學年修了以上)
第三學年	五十名	(高等小學校卒業以上、中等學校第二學年修了以上)
第四學年	五十名	(高等小學校卒業以上、同等以上ト認ムル者)

入學考査

第一本科	三月十六日(日曜)
第二本科	三月三十日(日曜)

財團法人 大阪城東商業學校

顧問 京大教授 烏賀陽 然良
校長 法學博士 谷岡 登

所在地 大阪市外大軌小阪停留所前

電話 小阪 一六五番
三一一番

敷地 五千坪
校舍 八百三十坪

規則書申込次第進呈

卒業者は第一本科、第二本科共に中學校卒業と同等の資格を有す

脚氣新薬

ビタミンBの含量豊富

価格最も低廉なり

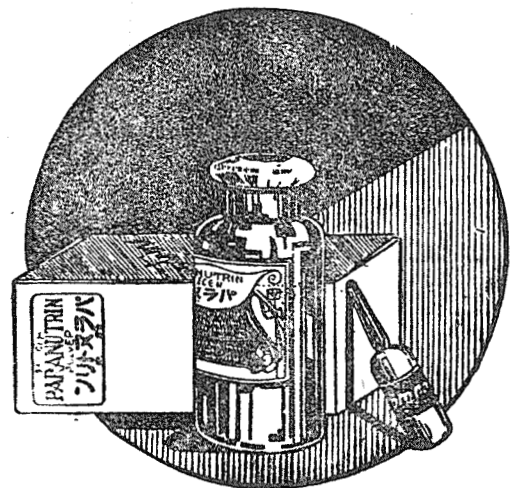
パラヌトリンは弊社に於て獨特の方法を以て製したるビタミンB劑にして發賣以來大なる好評をもつて迎へられ殊に最近内容の改善を加へ益々聲價を發揮するに至れり。

試供品實驗報告贈呈す

パラヌトリン

皮下注射用	一、一〇〇	五三〇	一八〇〇
一本	一、〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一本	二、〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一本	五、〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一本	一〇、〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
内服用液	一、二五〇	二五〇	一〇〇〇
一、二五〇	五、〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一、二五〇	一〇、〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
全粉末	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

發賣元 野義商店
 大阪市東區道修町
 東京市日本橋區若附町



PA.51

○特長 空氣清澄 ○市電便ヨシ ○大阪市此花區

○市内教育理想境 ○市電春日出下車(北港住宅地内)

生徒募集 淀の水高等女學校

○募集人員 一年一五〇名 上級各若干名

上級編入志願者便覽

- 一、學年ニ相當スル年齢ニ達シ編入試験ニ合格シタルモノハ相當學年ニ編入ス
- 二、學力檢定ハ志願スル學年ノ前學年末ノ程度ニ於テ英語、國語、數學ニツキ試験ヲ行フ
- 三、第四學年迄ノ英語、國語、數學教科書ハ左ノ如シ

學年	科目	英語	國語	數學
一年	ガールズニユール クラウンリーダー (三省堂) 神田乃武	修正新編 女子國文一、二 (藤井乙男) 女子現代文精選 (新村出)	女子算術教科書 (林 鶴一)	
二年	ガールズニユール クラウンリーダー二 (三省堂) ガールズニユール イングリッシュコース (頭本元直)	修正新編 女子國文三、四 (藤井 日)	女學校用新代數正編 (中川銜吉)	一元一次方程式迄
三年	ガールズニユール クラウンリーダー三 (三省堂) ガールズニユール イングリッシュコース	修正新編 女子國文五、六 (藤井 日)	女學校用新代數正編 (中川銜吉)	聯立方程式迄 三角形迄
四年	ガールズニユール クラウンリーダー四 (三省堂) ガールズニユール イングリッシュコース	修正新編 女子國文七、八 (藤井 日)	女學校用新代數正編 (中川銜吉)	二次方程式迄 圓ノ前迄



萬人ノ驚異インキ界ノコメット
最後迄上テ使ヘルインキ
最モ新シイ感覺ノ瓶
素晴シイ品質ト其ノ色調
全國藥局、百貨店、學校
給品部文房具店ニアリ
發賣元 大阪市東區道修町二丁目 山口商店インキ部

市電天六下車淀川稅務所隣

電話堀川一九五一番

晝夜共文部大臣甲種認可

甲種 此花商業學校 生徒募集

- 第一本科(晝) 一年一〇〇名 二、三年若干名
- 第二本科(夜) 一年一〇〇名 二、三年若干名

(量的生産より質的向上を目標とす)

北陽商業學校

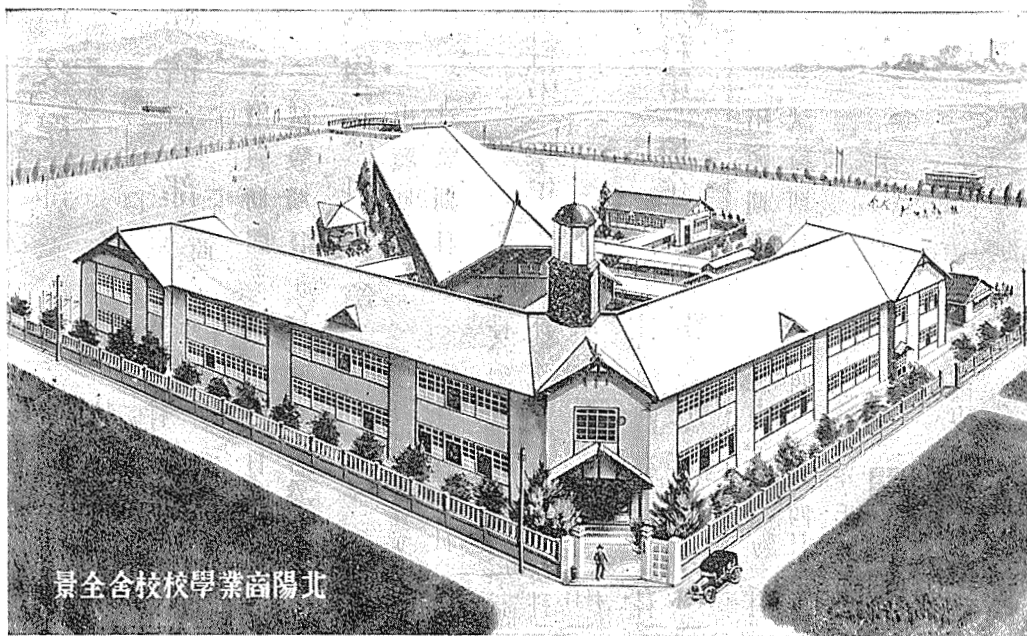
(晝) **第一部** {文部省認定修業年限五ヶ年制} **第一學年八十名** (二學級ニス) 募集ス
{尋常小學卒業入學資格ナリ}

(夜) **第二部** {文部省認定特設夜間授業ノ甲種商業修業} **第一學年八十名** (二學級ニス) 募集ス
{年限本科四年制高小卒ハ同程度ヨリ入學}

第一部、第二部共上級各學年補欠若干名ニ限り檢定試験ノ上入學ヲ許可ス

學則ハ郵便又ハ直接學校ニ (電話北七五七五番)

所在地 大阪市東淀川區淡路町 (天六ヨリ約五分淡路交又点下車)
(新京阪電車淡路下車東一丁半)



景全舍校校學業商陽北

本校の特色

(量的生産より質的向上を目標とす)

一、中學校卒業と本校卒業生の特典

本校は文部大臣の認可を得て設立したる夜間部五ヶ年制(入學資格)夜間部本科四ヶ年制(又ハ同程度)の甲種商業學校なれば本校卒業生は一般上級學校入學に關し夜間部夜間部を問はず中學校卒業生と同等の資格特典を文部省より指定せられ文官任用令により判任文官たる資格及在學中徴集病(兵役法改正ニヨリ在學中徴)幹部候補生たる資格及在學年限短縮其他官立同種學校の有する一切の特典を有す(本校には陸軍省より現役配屬將校が配屬されて居る)

二、人格の感化は本校教育の第一義

人格の感化は吾人の容易に日し得べからざるところなりと雖も訓育の第一義は畢竟茲にあり、故に先づ教師の人格を嚴格にし、成るべく言説の教を少くし學校全生徒中に道徳的空氣を 温せしめあらゆる施設中に徳性訓練の機會を備せしめて方今漸く華美精巧に流れんとする都市子弟を指導せん事に努む。

三、本校商業學科と實力養成

甲種商業學校卒業生は一般上級學校入學に關し中學校卒業生と同等以上の資格取扱をうけ上級學校に進み得るも商業學校の使命は實際社會に役立つ實務員の養成にあり、故に本校に於いては廣く實業家の實際上の意見を徴し以て商業學科及び珠算科に力をいたし、あらゆる機會をとらへて之が實力養成に資せむとす。

四、人としての教育

學校教育の簡便は人としての教育即ち人間としての教育であるべきなり然るに現時中等教育に於いては餘りに主智的職業的に偏し人から人へ心から心へ精神教育について比較的省みられず本校が商業科を學科毎週一時間を加へたるも蓋し意こゝにあり。

五、照明學上より備へたる本校教室

從來高唱されつゝある學校衛生設備は多く其間通學生のみを考慮し夜間通學生の爲めに省みらるるもの殆ど無し本校は特に此點に意を用ひて各教室に冬季はストーブを設置し夜間教室電燈其他の設備の完備に努む。

六、教育的環境と生徒の健康

本校新校舎は東淀川區島水瀨地に隣接し流れつぎせぬ淀川を前方に東に生駒山西に六甲摩耶山を一帯に望み長閑に霞む春の日は附近一體榮花に埋れ空氣清涼教育上學校衛生上最適地なり。

七、委託生制度

本校(第二部即ち夜間部)に銀行會社商店の委託生制度を設け之等入學者は入學に關し特別取扱をなす(但シ委託生ハ第一學年第一學年ニ限ル)委託生特別取扱は、銀行會社商店勤務のものにして自己の勤務先の直接監督者の推薦あるものは設備の上無試験入學を許す。

八、關西大學校友推薦無試験入學

小學校最終成績平均八点以上ノモノニ限り證書上ノ無試験入學ヲ許可ス。

關西大學學生募集

學部

法文學部

法律學科
政治學科
經濟學科
哲學科
英文學科

英吉利法
獨逸法
佛蘭西法
各科第一學年

經濟學部

經濟學科
商業學科

出願期間 三月一日ヨリ四月六日迄
試驗期日 四月七日及八日

大學豫科 第一學年 四百名

出願期間 二月十五日ヨリ四月三日迄
試驗期日 四月四日及五日

專門部

本科第一學年

法律學科、經濟學科、商業學科
法律學科、經濟學科、商業學科
文學科 (國語漢文專攻科)
文學科 (英語專攻科)

第一部 (晝間)
第二部 (夜間)

別科第一學年

法律學科、經濟學科、商業學科
文學科 (國語漢文專攻科)
文學科 (英語專攻科)

第二部 (夜間)

出願期間 二月二十日ヨリ三月三十一日迄
試驗期日 四月二日及四日

大阪市外千里山

關西大學

電話吹田一二三

大阪市東淀川區長柄中通二丁目

關西大學專門部

電話堀川一〇三九・一五八〇・一七八〇

詳細ハ郵券五錢ヲ添ヘ志願學科別(學部・大學豫科・專門部)明記ノ上天六學舍庶務課宛照會ノコト